

第6章

中小企業・ベンチャー企業・地域・
大学等への支援・施策

1

ベンチャー企業への支援

産業構造や社会の変革が急速に進む中、ベンチャー企業（スタートアップ）には、破壊的イノベーションにより産業の新陳代謝を促し、大企業・中堅企業との連携によるオープンイノベーションのけん引役として、我が国の経済発展を将来にわたり支えていくことが期待されている。政府全体としても、2016年4月に日本経済再生本部が「ベンチャー・チャレンジ2020」を取りまとめ、ベンチャー・エコシステムの構築に向けて政府一体となって取り組んでいるところである。

革新的な技術やアイデアをもとに創業するベンチャー企業にとっては、その技術・アイデア自体が財産となるため、権利化・ノウハウ化やライセンスなどの方針や体制を整備する「知財戦略」に意識して取り組むことが求められる。しかしながら、創業前に知財戦略を構築しているベンチャー企業は約2割に留まる（2-6-1図参照）など、知的財産の重要性がベンチャー企業に十分浸透しているとはいえない。また、ベンチャー企業の他に投資家やアクセラレータなどから構成されるベンチャー・エコシステムへの知財専門家の関与は十分とはいえない。さらに、ベンチャー企業とのオープンイノベーションに取り組みはじめた大企業・中堅企業においても、知財の取扱いが大きな課題となっている。

以上のような認識のもと、特許庁では、これまでの中小企業施策全体における「中小・ベンチャー企業」としての取扱いを改め、ベンチャー企業に対して知財に関する情報を的確に発信し、知財意識の向上を図るとともに、ベンチャー企業特有の知財面の課題を解決すべく各種施策を実施していく。

本節では、特許庁のベンチャー企業向けの支援施策について紹介する。

(1)ベンチャー企業支援の在り方の検討

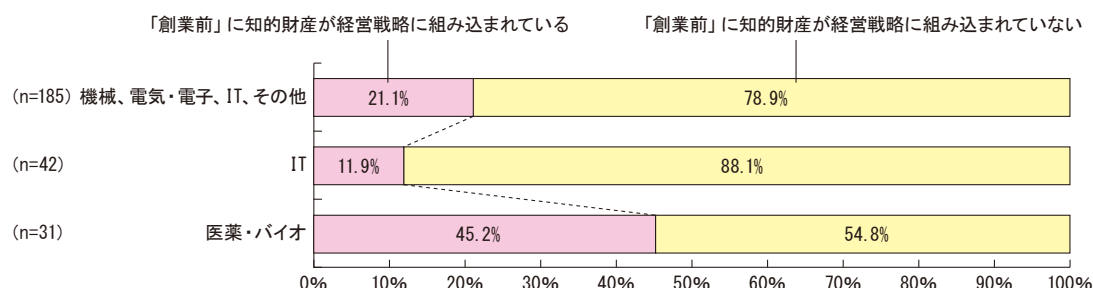
ベンチャー企業への期待が高まる中、ベンチャー企業の成長フェーズに応じた様々な支援策が展開されている。しかし、知的財産の観点からベンチャー企業に特化した支援策が十分に整備されているとはいえないことから、ベンチャー企業の創業から事業化までのフェーズにおける知的財産に関する課題と必要となる支援策の在り方を検討した¹。

調査によると、成長スピードの著しいベンチャー企業において、創業の早い段階から知

的財産の重要性を認識する必要があるものの、創業前に知的財産を経営戦略に組み込んでいるベンチャー企業の割合は、特許が要と言われる医薬・バイオですら約5割に留まり、機械、電気・電子、IT系等の領域ではわずか2割にすぎない。また、創業の早い段階で知的財産の重要性の気づきを得ているベンチャー企業は、企業トップが知財関連の業務経験があるなど偶発的な要素が強いことが明らかとなった。

1 平成29年度特許庁制度問題調査研究「スタートアップが直面する知的財産の課題および支援策の在り方に関する調査研究」

2-6-1図 知的財産を経営戦略に組み込んだ時期



(備考)「機械、電気・電子、IT、その他」には、「医薬・バイオ」は含まれない。

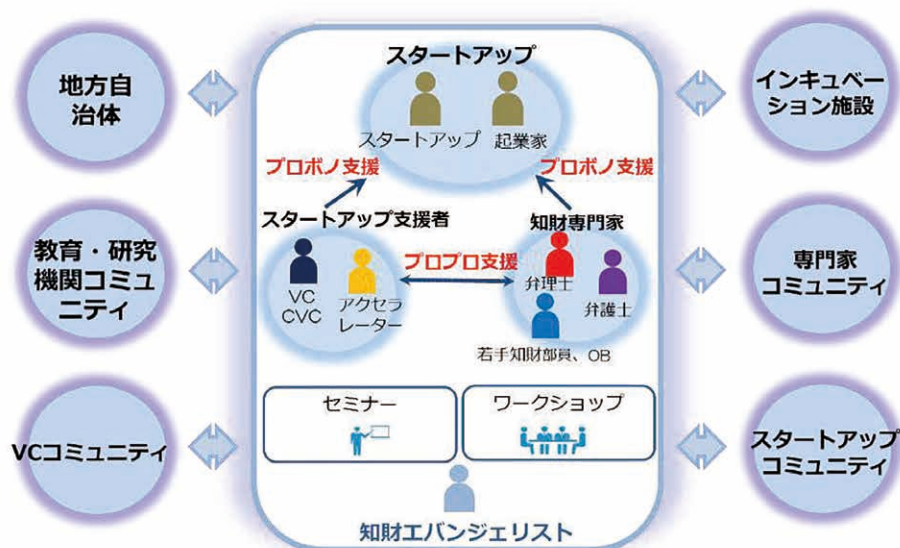
(資料)平成29年度特許庁制度問題調査研究「スタートアップが直面する知的財産の課題および支援策の在り方に関する調査研究」

こうした現状から、ベンチャー企業の知財への関心度合いに応じた支援策や、官と民との役割分担を踏まえた上での支援策を行うことが求められ、知財への関心が低いステージでは、知財への気づきの場の形成、関心が高いステージでは、よりベンチャー企業のビジネスに沿ったハンズオン支援が必要であると提案された。

具体的には、知財への関心が低いステージでは、誰もがアクセスでき対外的に開かれた敷居の低いコミュニティの形成と、ケースス

タディを交えた知財への関心を引くコンテンツの充実が効果的であると考えられる。コミュニティには、弁護士や弁理士、更には企業に所属する若手知財部員や企業OBが参加し、ベンチャー企業へのプロボノ支援¹を展開することでベンチャー企業のビジネスと知財の橋渡しが可能となり、また、領域の異なる専門家同士でのセミナーやワークショップを通じた情報交換や知識共有を行うことで、知財専門家にとっても新たな知識・知見の獲得や活動領域の拡大が可能となる。

2-6-2図 スタートアップ・コミュニティのイメージ



ベンチャー企業や支援者に知的財産の重要性を理解してもらうためには、成功事例の共有が何より重要である。知的財産を一つのツールとして活用することで、ビジネスの優位性

を確保することが成功事例の一つと考えられるが、その勝ちパターンへの道筋を示すための事例の積み上げと情報発信による共有・普及がコミュニティにおける重要な役割である。

1 プロボノ支援とは、プロの専門家による専門知識を生かしたボランティア活動を指す。

(2)ベンチャー企業支援施策

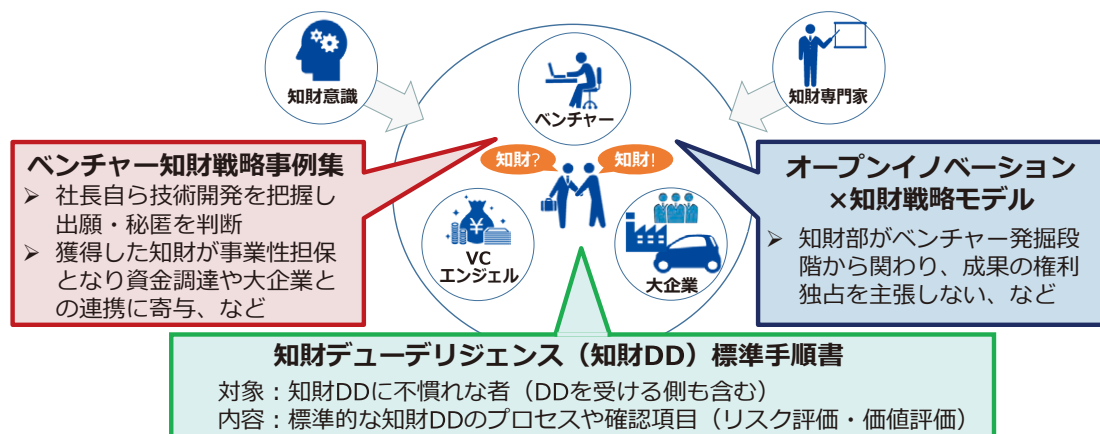
2018年度以降、以下のベンチャー企業向け支援施策を実行していく予定である。

①ベンチャー・エコシステム活性化に向けた情報提供

特許庁では、知財の観点からベンチャー・エコシステムの活性化に寄与する情報提供を行うべく、2017年度、3つの知財コンテンツを取りまとめた（詳細は、Column 17「ベンチャー・エコシステム活性化のための「3つ

の知財コンテンツ」の使い方」参照）。当該コンテンツは、ベンチャー企業や投資家等の支援者、ベンチャー企業とのオープンイノベーションに取り組みはじめた大企業等に対して広く普及させ、活用を図っていく必要がある。2018年度は、ベンチャー企業等を対象としたセミナーやイベントの開催や、特許庁ウェブサイトにおける特別ページの開設¹などを通じて、当該コンテンツを活用した情報発信に力を入れていく。

2-6-3図 ベンチャー・エコシステム活性化に向けた3つの知財コンテンツ



②創業期ベンチャー企業に対する知財ハンズオン支援

ベンチャー企業にとっては、革新的な技術やアイデアを知的財産で適切に保護しておく必要があるが、創業期における多くのベンチャー企業は、資金調達などビジネスの立ち上げに手一杯で、知的財産への対応は後手になっている。

そこで、創業期のベンチャー企業を対象に、ベンチャーキャピタル (VC: Venture Capital)

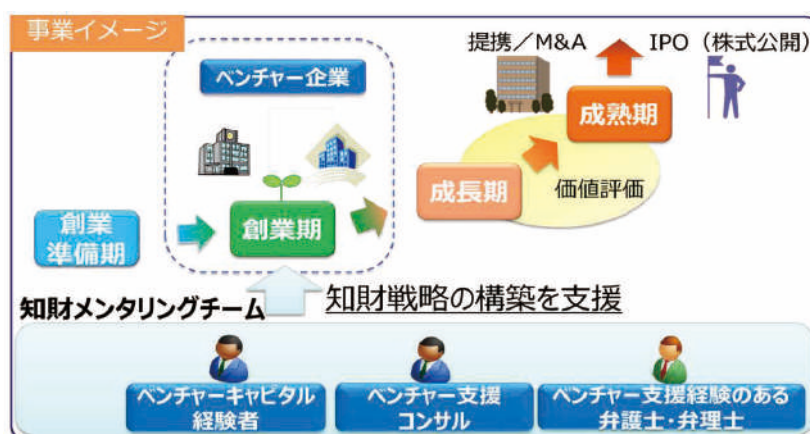
経験者などのベンチャー企業支援の経験を有する専門家からなる知財メンタリングチームを派遣することで、ベンチャー企業のビジネスを後押しする知的財産の取得や知財戦略の構築等の支援を行う。

本事業により、知財を活用してビジネスを成長させるベンチャー企業の創出を図るとともに、成果を広く普及啓発することでベンチャー企業に対する知財支援の活性化を促進していく。

¹ http://www.jpo.go.jp/sesaku/kigyo_chizai/startup.htm



2-6-4図 創業期ベンチャー企業に対する知財ハンズオン支援事業イメージ



③ベンチャーキャピタル向け知財ビジネス評価書の提供

特許庁では、知的財産を活用した中小企業への融資や本業支援を促進させるため、金融機関に対して「知財ビジネス評価書」の作成支援を行ってきた（「知財ビジネス評価書」の作成支援については、第2部第6章10.(1)参照）。2018年度からは、支援対象機関に地域金融機関系のVCを追加する。

④ベンチャー企業のスピードに対応した特許審査

投資家からの資金調達や、他の企業との事業提携において、ベンチャー企業が特許権を取得していることは、技術力を裏付ける強力なアピール材料となる。したがって、ベンチャー企業にとっては、資金調達や提携のタイミングまでに重要な技術の権利化を進める必要があり、スピーディな審査が望まれる場面も少なくない。さらに、ベンチャー企業は権利取得の経験が少ないため、ビジネスで活用できる特許権取得には、審査の際、審査官とコミュニケーションを十分に図ることが重要である。

そこで、2018年度中に、早期審査制度を利用した出願において、ベンチャー企業の申請に基づき、一次審査通知前に面接を行うこと

で、ベンチャー企業が戦略的に質の高い特許を早期に取得できるよう、きめ細かいサポートを提供できる体制を構築する（ベンチャー企業対応面接活用審査（仮称））。

また、既存のスーパー早期審査制度²は「実施関連出願」かつ「外国関連出願」を対象としているが、ベンチャー企業の出願についてはこれを緩和し、「実施関連出願」のみとすることで、何よりも早く権利を取得したいというニーズに対応できるようにする（ベンチャー企業対応スーパー早期審査（仮称））。

⑤日本発知財活用ビジネス支援事業（ジェトロ・イノベーション・プログラム：JIP）

特許庁では、JETROに対する補助金事業として、日本で産業財産権を取得している、又は出願済みである日本の中堅・中小・ベンチャー企業を対象に、シリコンバレーや深圳など、世界有数のベンチャー・エコシステムを擁する地域で開催される大型展示会へのブース出展、ビジネス・マッチングイベントへの参加を支援し、海外展開を促進する事業を2015年度から行ってきた。

2017年度は、シリコンバレー、深圳、ドバイ、シンガポールにおいて実施した。2018年度は、シリコンバレー、深圳、ASEAN、ベルリンにおいて実施予定である¹。

1 <https://www.jetro.go.jp/services/innovation.html>

2 第2部第1章1.(2)②参照



ベンチャー・エコシステム活性化のための 「3つの知財コンテンツ」の使い方

特許庁では、ベンチャー・エコシステムを構成する各プレイヤーそれぞれに有用な知財関連情報を提供するために、2018年4月、「3つの知財コンテンツ」を取りまとめた。本コラムでは、それぞれのコンテンツの概要と使い方を紹介する。

1. 一歩先行く国内外ベンチャー企業の知財戦略事例集 “IP Strategies for Startups”

①概要

業種や成長ステージの異なる国内10社、海外8社（イスラエル、ドイツ、シンガポール、中国）のベンチャー企業について、事業と知財戦略との関係、直面した課題とその対応策や外部専門家との連携を含む体制構築など、具体的な取組をまとめた事例集。

②使い方

読者として、ベンチャー企業の経営者や経営幹部を想定。

自社に近い業種やステージの先行例から、自社における事業と知財の関わりについて振り返り、具体的な知財戦略の策定や社内体制の構築を進める際のよりどころとして活用できる。



2. オープンイノベーションのための知財ベストプラクティス集 “IP Open Innovation”

①概要

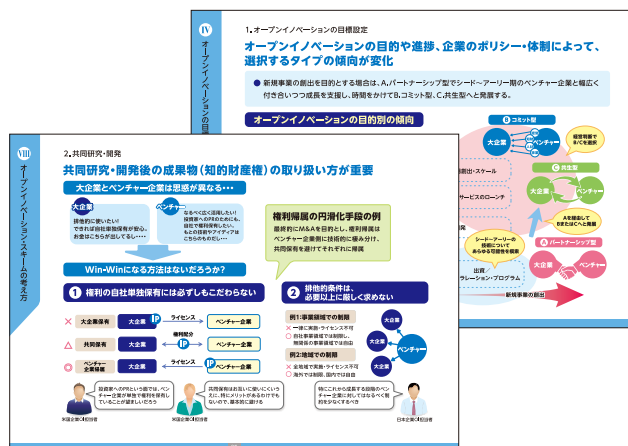
大企業や中堅企業がベンチャー企業とのオープンイノベーションに取り組む上で生じる課題とその対応策について、国内外企業へのヒアリング等で得られた知見から、オープンイノベーションの目的に応じた類型化と各プロセスの進め方、知財部門の役割や協業で生まれた知財の取扱いなど、オープンイノベーションを成功に導くためのポイントをまとめたベストプラクティス集。

②使い方

読者として、ベンチャー企業とのオープンイノベーションに関心のある大企業や中堅企業の知財部門、企画部門、事業部門の幹部及び担当者を想定。

自社が進めようとするオープンイノベーションについて、その目的が明確になっているか、目的に沿った「Win-Win」の知財の取り扱い（権利の帰属等）を行っているか、知財部門がリスク評価以外でも有効に関わっているか、ベンチャー企業のスピード感に対応しているか、相手方に知財面の支援を行っているか、などをチェックし、取り組み方を見直す際に活用できる。

また、ベンチャー企業側としても、大企業等との連携を行う際に相手方の取組を評価する上で参考になることができる。



3. 知財デュー・デリジェンスの標準手順書“SKIPDD¹⁾”

①概要

ベンチャー企業などへの出資や事業提携、M&A（以下、出資等）を検討する際に行われる、知財の観点からの対象会社のリスク評価及び価値評価（知財デュー・デリジェンス、以下知財DD）の一般的なプロセスや必須とされる調査事項及びその優先度、相手方に開示を求めるべき（求められる）資料などを取りまとめた標準手順書（SOP²⁾）。作成にはオンライン・プラットフォームであるGitHubを活用。

②使い方

読者として、ベンチャー企業などへの出資等を検討している大企業等やVC・CVC³⁾・金融機関のデュー・デリジェンス担当者、及び、資金調達やM&AによるEXIT（出口）を予定し、知財DDを受ける側となる可能性のあるベンチャー企業などの知財・法務・事業の責任者を想定。

知財DDを行う側については、自社が進めようとするプロジェクトについて、費用・時間的制約を踏まえて真に調査・評価すべき点を、権利帰属やライセンス状況、知財紛争の有無や第三者権利の侵害リスク、知財管理の状況などの項目が記されたチェックリストを用いて確認し、社内で調査可能な点や外部専門家に委託すべき点の精査などにより、価値評価及びリスク評価を効率的に進めるために活用できる。

知財DDを受ける側については、そもそも知財DDとは何か、どのように進められるものか、について概要を把握するとともに、調査され得るポイントについて評価を高めるための準備を行う際に活用することができる。

4. 掲載場所

「3つの知財コンテンツ」は、特許庁ウェブサイトの「ベンチャー企業向け情報」ページに掲載している。

http://www.jpo.go.jp/sesaku/kigyo_chizai/startup.htm



1 Standard Knowledge for Intellectual Property Due Diligence の略。

2 Standard Operating Procedures の略。

3 CVC(Corporate Venture Capital) とは、事業会社がベンチャー企業に直接投資を行うことを指す。

2 地域知財活性化行動計画の実施

2018年6月に策定された「知的財産推進計画2018」では、「地方・中小企業・農業分野の知財戦略強化支援」を重要課題として掲げるなど、中小企業による知的財産の積極的な活用を支援していくことは、地方創生の観点から重要である。

特許庁では、2016年9月の産業構造審議会第9回知的財産分科会での議論を経て、「地域知財活性化行動計画」を策定した。同計画では、(i) 着実な地域・中小企業支援の実施、(ii) 地域・中小企業の支援体制の構築、(iii) 成果目標(KPI)の設定とPDCAサイクルの確立という3つの基本方針にのっとり、地域・中小企業による知財の取得・活用の促進により、中小企業のイノベーション創出を支援することを目指している。

2017年には、同計画に基づき、4月に東京で、10月から11月にかけては地域ブロックごとに、関係者を集めた連絡会議を開催し、地域における知財の取組状況や先進的な優れた先進事例について情報共有を行った。また、各地域

・都道府県の特徴を踏まえて、地域・中小企業に対する支援施策をよりきめ細やかに実施するため、「都道府県の特徴を踏まえた平成31年度までの目標」を取りまとめた¹。都道府県ごとに、産業政策との連携、重点産業分野(例：農林水産業、ロボット、医療福祉等)、海外展開、産学官・金融連携、災害復興といった、特色ある目標が設定された。

2016年に全国レベル及び地域レベルで設定した、知財総合支援窓口における相談件数や専門人材による支援件数等の成果目標(KPI)の達成に向け、関係機関との連携も引き続き強化していく。

同年6月に閣議決定された「未来投資戦略2017」でも、同計画に基づき、地域の中堅・中小企業の知財戦略の強化を促進することとされており、同計画に基づく成果目標と「都道府県の特徴を踏まえた平成31年度までの目標」を指標とし、各都道府県や地域の関係機関と一体となって取り組むことで、地域・中小企業支援のより一層の充実を図っていく。

3 情報の提供による支援

(1) 特許情報の提供

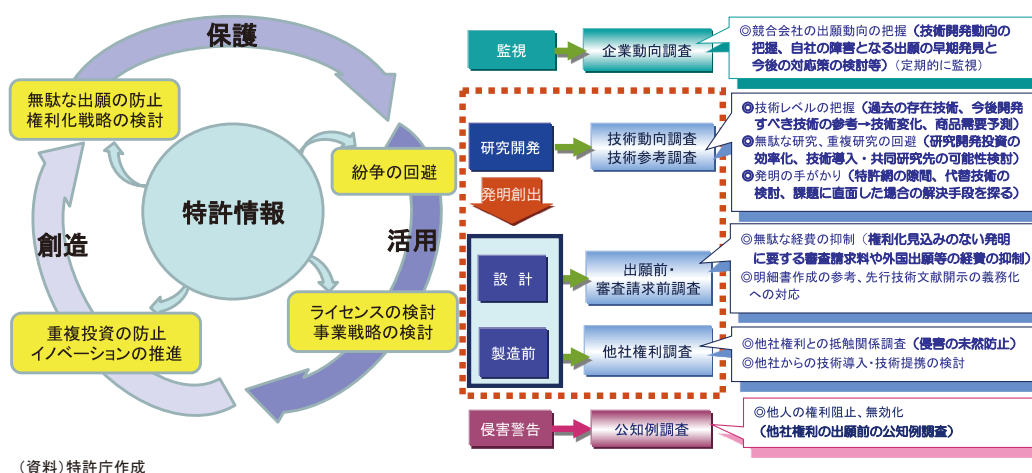
① 特許情報とは

「特許情報²」とは、特許、実用新案、意匠、商標の出願や権利化に伴って生み出される情報である。特許情報は、企業や研究機関等が、研究開発活動や技術の動向、デザインの動向、さらには、商品やサービス等の市場動向等を把握する上で重要な役割を果たしている。そして、企業や研究機関等は、これを有効に活

用することで、研究開発の重複防止、既存技術を活用した研究開発の推進、無用な紛争の回避等を図ることができる。このように、特許情報の有効活用は、知的財産の創造、保護及び活用を図る知的創造サイクルにおいて重要な鍵を握っている。特に、特許の出願や権利化に伴って生み出される特許公報等の情報は、特許情報の中心であり、以下に示す技術情報と権利情報の両面を有している。

¹ 2017年12月25日付けプレスリリース「「地域知財活性化行動計画」に基づく「都道府県の特徴を踏まえた平成31年度までの目標」を決定しました」
² 「産業財産権情報」又は「知的財産権情報」と称される場合もある。

2-6-5図 特許情報と知的創造サイクル



a. 技術情報

我が国の特許制度は先願主義を採用しているため、企業、大学、研究機関等で開発された技術はいち早く特許出願され、一定期間経過後に一般に公開されている。これらの情報は、最先端の技術情報を素早くかつ網羅的に把握することが可能な、技術情報の宝庫である。出願書類には、発明（技術）の内容を詳細に記載することが求められており、また、その情報は技術的な内容により、世界共通の体系である国際特許分類（IPC）及び我が国独自のより細分化された体系であるFI、Fタームで分類されている。これらの分類等を利用

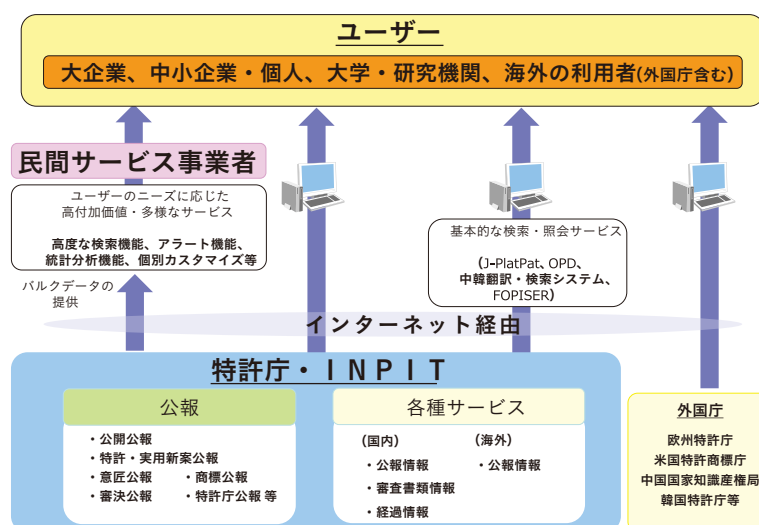
してアクセスすることにより、体系的に技術情報を取得することが可能である。

b. 権利情報

特許庁が発行する公報は、権利範囲が明示されているため、競合相手との権利関係を精緻に把握することが可能である。

ユーザーは特許庁及び独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）、民間の特許情報サービス提供事業者¹（以下「民間事業者」という。）、海外特許庁が提供する特許情報提供サービスを通じて、国内外の特許情報を活

2-6-6図 特許情報の普及・活用の流れ



1 国内には、特許情報サービスを提供する大小の様々な民間事業者が存在し、その数は250を超える。

用することが可能である。特許庁では、特許情報の普及・活用施策のあり方について、2015年7月に設置した情報普及活用小委員会において検討を行った。2016年5月に公表された報告書では、特許庁又はINPITが運営する公的な特許情報提供サービスのあり方に関して、グローバル化の動きに十分対応しつつ、ITの進展、海外庁のサービスの状況、民間事業者のサービスの状況、中小企業、個人なども含む我が国ユーザーの要望などを十分に踏まえた上で、我が国ユーザーが享受するサービスの質が全体として世界最高水準となるように特許情報サービスを提供していき、特許情報を広く普及していくための基盤を引き続き整備していくべきとの方向性が取りまとめられ、2017年度においても情報提供及び基盤整備に取り組んでいる。

②特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)

特許情報について高度化、多様化するユーザーニーズに応えるべく、1999年より提供されている特許電子図書館(IPDL)を刷新し、新たな特許情報提供サービス「特許情報プラットフォーム¹ (英語名: Japan Platform for Patent Information、略称: J-PlatPat)」

の提供を開始している。J-PlatPatは使いやすいユーザーインターフェースを備え、明治以降発行された特許・実用新案・意匠・商標の公報類や海外特許庁で発行された公報等約1億2,000万件を、文献番号、各種分類、キーワード等により検索することが可能である。さらに、審査・登録・審判に関する経過等の関連情報を文献番号等により照会することが可能である。また、五大特許庁への出願に加えてPCT国際出願等の特許出願の手续や審査に関連する情報(ドシエ情報)をユーザーが一括把握できるサービス(ワン・ポータル・ドシエ(OPD))を提供している。そして、2018年3月には、特許・実用新案検索機能において、外国公報(米国・欧州・国際出願)の英語テキスト検索や、分類とキーワードを掛け合わせた検索等の機能を追加した(詳細はColumn 18を参照)。

J-PlatPatの利用回数は合計で年間1億回を超えており、知的財産の創造、保護及び活用に欠かせないインフラとなっている。特許庁においても、将来的には、より幅広く充実したサービスを提供すべく、情報提供の迅速化等について、更なる検討を進めていく。



(資料) 出典: INPIT

1 <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>



特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）の機能拡充について

2018年3月12日から、J-PlatPatのデータベースを大幅に充実させるとともに、検索機能を特許審査システムと共通化することで、新たな検索機能が利用可能となった。新たな機能を紹介するので、是非活用されたい。

機能1. 特許分類とキーワードを掛け合わせた検索（追加機能）

FI/Fターム（注）とキーワードとの掛け合わせによる検索や、Fタームのテーマコード（注）を指定した上でキーワードによる検索が可能である。

例：FIとして「C09J7/00」、キーワードとして「接着剤」を掛け合わせて検索する場合の画面イメージ

The screenshot shows the search interface with two rows of search criteria. The first row has 'FI' selected in the '検索項目' (Search Item) dropdown and 'C09J7/00' entered in the '検索キーワード' (Search Keyword) field. The second row has '全文' (Full Text) selected in the '検索項目' dropdown and '接着剤' (Adhesive) entered in the '検索キーワード' field. The '検索方式' (Search Method) is set to 'OR'. Red arrows point from the text boxes above and below the form to the corresponding fields. The text boxes contain: '検索項目として「FI」を選択し、検索キーワードに「C09J7/00」を入力' and '検索項目として「全文」を選択し、検索キーワードに「接着剤」を入力'.

（注）FIは、IPCを我が国の技術事情によって細展開した特許分類であり、Fタームは、特許審査の先行技術調査（サーチ）を迅速に行うために開発された検索インデックスである。テーマコードは、Fターム検索の対象となる技術単位である。各テーマはそれぞれ英数字5桁のコードが与えられている。いずれも関連先行技術を効率的に絞り込むことを目指して作成された我が国固有のものである。

機能2. 近傍検索（追加機能）

互いに近接する2～3単語の対象語を含む日本語文献を検索することが容易となる。例えば、食品分野の先行技術調査において、「弾力性」と「こんにゃく入りゼリー」とが10文字以内に近接して記載されている特許文献を、検索式「弾力性, 10N, こんにゃく入りゼリー/TX」で検索することができる。

The diagram shows a sample text '検索対象テキスト' (Search Target Text) enclosed in a dashed blue box. The text is: '本発明は、弾力性の高いこんにゃく入りゼリーに関するものであり、こんにゃくを含有していないゼリーと比較して、優れた味覚を維持しつつ、弾力性が高いゼリーを提供し、こんにゃく入りゼリーが喉に詰まる危険性を低下させるものである。……'. Below the text, the search formula '検索式：弾力性, 10N, こんにゃく入りゼリー/TX' is shown. A red circle highlights '10N'. A yellow callout box points to '10N' with the text: '互いの単語間の文字数を特定 1～99文字まで指定することが可能'.

機能 3. 外国特許公報（米国・欧州・国際出願）の英文テキスト検索（追加機能）

これまでは公報番号で検索可能であったが、このたび、外国特許公報を英文テキストにより検索できるようになる。検索可能となる文献の蓄積範囲は以下のとおり。

- 米国 1978 年 12 月発行分～
- 欧州 1978 年 12 月発行分～
- 国際出願 1978 年 10 月発行分～

これにより、約 1,500 万件の外国特許公報（米国・欧州・国際出願）が、新たに英文テキストにより検索できるようになる。

機能 4. 国内の公開特許公報等のテキスト検索が可能な期間の拡大（改善機能）

これまでは 1993 年（平成 5 年）以降に電子化された国内公報（約 1,300 万件）の検索が可能であったが、このたび、1971 年（昭和 46 年）以降に発行された電子化前の公報（約 1,000 万件）を、新たにテキストで検索できるようになる。

これにより、合計約 2,300 万件の国内公報が、テキスト検索可能となる。

機能 5. 検索結果表示件数の上限拡大（改善機能）

現状 1,000 件の上限を 3,000 件に拡大する。

各ユーザーにとって、これらの機能を活用いただくことにより、より正確で効率的な先行技術調査が可能となる。また、研究開発段階における重複投資の防止やイノベーションの促進が期待される。

また、外国公報の英文テキスト検索が可能となることで、米国・欧州・国際出願の先行技術文献を、英語にて横断的・効率的に調査することが可能になり、より適切な海外出願戦略を立てることが可能となる。

③中韓文献翻訳・検索システム

特許庁では、2015年1月に、中国語・韓国語の特許・実用新案文献の全文機械翻訳文を日本語でテキスト検索可能とした「中韓文献翻訳・検索システム¹」を構築し、審査官及び一般利用者に公開した。本システムにより、2003年以降に公開された、中国特許出願公開公報、中国特許公報、中国実用新案登録公報、韓国特許出願公開公報、韓国特許公報、韓国実用新案公開公報及び韓国実用新案登録公報の全文の機械翻訳文を、日本語で検索することが可能となっている。2018年3月末時点で約2,000万件の中国語及び韓国語の特許・実用新案文献が蓄積されている。

④外国特許情報サービス(FOPISER)

知財活動のグローバル化に伴い、五大特許

庁の特許情報のみでなく、例えば、ASEAN諸国の特許情報に対する関心が高まっているため、海外特許庁より入手した特許情報をユーザーに迅速に提供するための照会サービス「外国特許情報サービス²（英語名：Foreign Patent Information Service、略称：FOPISER）」を2015年8月より開始した。

FOPISERでは、J-PlatPatで照会できない諸外国、例えば、シンガポール、ベトナム、タイ、台湾等の文献について、日本語のユーザーインターフェースを通じて、文献番号、分類情報、キーワード（英語）等により簡易検索をすることが可能である。また、これらの文献は機械翻訳により日本語で照会することが可能である。今後も、ユーザーの関心が高い諸外国の特許情報への日本語によるアクセスが可能となるよう対象国の拡大を図っていく。

2-6-7図 特許庁・INPITが提供する特許情報提供サービス一覧

サービス名	検索対象	収録対象国・機関
特許情報プラットフォーム (J-PlatPat)	特許・実用新案	日本、米国、欧州(EPO)、中国、韓国、WIPO、英国、ドイツ、フランス、スイス、カナダ
	意匠	日本、米国、韓国
	商標	日本
中韓文献翻訳・検索システム	特許・実用新案	中国、韓国
外国特許情報サービス (FOPISER)	特許・実用新案	シンガポール、ベトナム、タイ、台湾智慧財産局、ロシア、オーストラリア
	意匠	台湾智慧財産局、ロシア
	商標	欧州(EUIPO)、ベトナム、タイ、台湾智慧財産局、ロシア
画像意匠公報検索支援ツール (Graphic Image Park)	意匠 (画像意匠)	日本

(資料)特許庁作成

1 <http://www.ckgs.jpo.go.jp/> (サービス提供時間：開庁日の8時から22時まで)

2 <https://www.foreignsearch.jpo.go.jp/>
(サービス提供時間：開庁日の9時から20時まで)



⑤画像意匠公報検索支援ツール(Graphic Image Park)

意匠登録になった画像のデザインを意図せず使用することがないよう、権利調査の負担の軽減が求められていることから、イメージマッチング技術を利用したサービス「画像意匠公報検索支援ツール(Graphic Image Park)」¹の提供を2015年10月1日より提供している。

Graphic Image Parkは、利用者がイメージファイルを入力するだけで、我が国で意匠登録になった画像のデザインについて調査できるツールであり、以下の特徴を有している。

- イメージマッチング技術を利用して、機械的な評価が高い(近い)順に蓄積画像を並べ替えることで、調査対象の画像を確認する際の効率を高めることができる
- 並べ替えられた蓄積画像全件を書誌情報

と共にサムネイル表示することで、一覧性のある網羅的な調査をすることができる

- 日本意匠分類や意匠に係る物品といった専門的知識によらない、比較画像のイメージファイルを入力するだけの調査をすることができる
- 専門的な知識を有する者には、比較画像の入力に加えて、日本意匠分類や意匠に係る物品などによる絞り込みを行うことで、更に効率的な調査をすることができる
- インターネットを通じて、いつでも無料で利用することができる

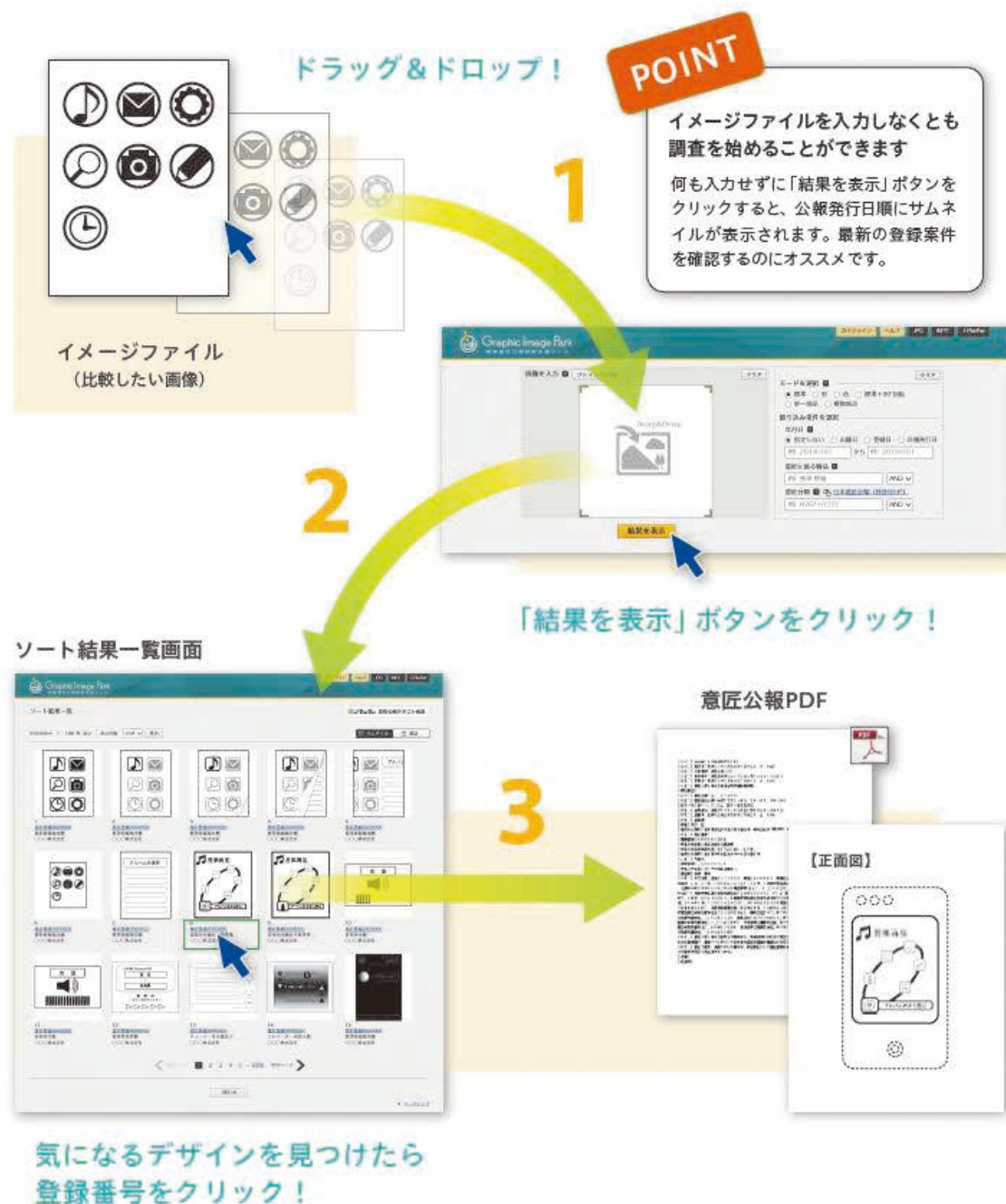
2017年3月に追加された機能により、気になるデザインにチェックを付けて、その案件の書誌情報をCSV型式でダウンロードすることができるようになった。

画像意匠公報検索支援ツール(Graphic Image Park)のトップページ

¹ <https://www.graphic-image.inpit.go.jp/>



2-6-8図 画像意匠公報検索支援ツール (Graphic Image Park) の基本的な使用方法



⑥海外特許庁・国際機関との特許情報の交換及びその情報の活用

日本国特許庁は、五大特許庁間及び海外特許庁等との二庁間の合意に基づいて、公報情報をはじめとする特許情報の定期的な交換を行っている。2017年度は新たに欧州連合知的財産庁 (EUIPO) と意匠情報の交換を行うことを確認した。日本国特許庁は、交換を通じて入手した特許情報を庁内で審査資料や先行技術の検索のためのデータとして利用するのみ

ならず、前述した J-PlatPat、中韓文献翻訳・検索システム、FOPISER 等を通じて一般に公開・提供している。また、交換データを基に和文抄録データを作成し、庁内外での活用を図っている。

一方で、我が国の特許公報等が海外でも先行技術として適切に考慮されるように、日本国特許庁の保有する特許情報を海外特許庁や国際機関へ定期的に提供している。2013年6月に開催された五大特許庁長官会合におい

て、特許情報をマージナルコスト¹又は無償で提供することを含む各国特許庁間の障壁無き特許情報流通のための基本原則について合意した。2014年7月から基本原則に基づくデータ交換が開始されており、今後、当該基本原則の枠組みを拡大させることを検討している。

⑦特許庁が保有するデータの一般提供²

現在、特許庁及び INPIT では、整理標準化データ、公開特許公報英文抄録 (Patent

Abstracts of Japan (PAJ))、米国・欧州・中国の公報の和文抄録等の各種データを作成している。これらの各種データは、審査資料として庁内で利用されるだけでなく、J-PlatPat に蓄積され、一般向けの検索・照会サービスに活用されている。

また、民間事業者向けに特許情報の一括ダウンロードサービスを提供し、ユーザーのニーズに応じた高付加価値・多様なサービスの提供を促している。

2-6-9図 特許庁・INPIT が作成・提供する主なデータ

データ名	データの概要
整理標準化データ	審査経過情報等の各種情報を XML 等の一般に利用しやすい形式に変換・加工したもの。
公開特許公報英文抄録 (PAJ)	日本の公開特許公報の要約を人手で英語に翻訳したもの。
欧米特許和文抄録	米国特許明細書、米国公開特許明細書、欧州公開特許明細書の特許請求の範囲、明細書及び図面の記載内容を翻訳者が読解の上、発明の内容を要約して日本語にて抄録文を作成したもの。
中国特許和文抄録	以下の3種類のデータが存在する。 ・2010年～2015年に公開された中国特許出願公開公報の要約を人手により日本語に翻訳したもの。 ・機械翻訳の補完として、一部の中国登録特許公報について、特許請求の範囲及び明細書等から発明の内容の理解に必要な部分を摘記し、人手により日本語に翻訳したもの。 ・国際調査報告で引用された一部の中国公開特許公報又は中国登録特許公報の全文を、人手により日本語に翻訳したもの。
中韓文献機械翻訳文	「中韓文献翻訳・検索システム」で提供している中国語及び韓国語の特許・実用新案文献の全文機械翻訳文。

(資料)特許庁作成

(2)特許検索ポータルサイト

先行技術文献調査をサポートする関連情報を一元的に提供してほしいという出願人からの要望に応えるため、2009年3月に「特許検索ポータルサイト³」を特許庁ウェブサイト上に設置して試行を開始し、その後も、寄せられた意見等を受けて、FI、CPC等の分類の対応関係を参照するツールを新規に提供するなど、内容を充実させている。出願人等からは、社内教育においても大変参考になる内容であり、活用しているとの評価を受けている。

今後も本ポータルサイトの記載内容の更新

を引き続き行い、更なる利便性の向上を図っていく予定である。

(3)新興国等知財情報データバンク

新興国等知財情報データバンク⁴は、新興国等でのビジネスに関わる日本企業の法務・知的財産の担当者等を対象に、各国及び地域の知的財産情報を幅広く提供することを目的とする情報発信ウェブサイトである。

海外から商品等を輸入している企業、海外へ商品等を輸出している企業、海外の企業へ出資等をしている企業、海外の企業へ技術供

1 データの複製費用、データの格納する媒体の費用及び送付等のための追加的経費のみで、データ作成、メンテナンスを含まない費用のこと。

2 特許庁の提供する主なデータの一覧は統計・資料編 第6章2. を参照のこと。

3 <https://www.jpo.go.jp/torikumi/searchportal/htdocs/search-portal/top.html>

4 <http://www.globalipdb.inpit.go.jp/>



与・ライセンスをしている企業、海外へ生産拠点・販売拠点等を設置している企業、あるいはこれから海外との取引を予定している企業を対象に、今後のビジネスで発生する海外での知的財産リスクを軽減又は回避し得る情報の発信を目指している。

各種公開情報に加え、海外の特許事務所等とも連携して情報収集を実施し、分析・整

理した上で記事を作成している。アジアを中心に、中東、アフリカ、中南米等の記事を作成し、2,048件（2018年3月末現在）の記事を掲載している。

また、本データバンク内の「アンケート」のページより、情報収集を行うべき国・地域、テーマ等の意見や要望を受け付けている。

2-6-10図 新興国等知財情報データバンクのイメージ

新興国における知財リスク等に関する情報提供

◎各国法制度と運用実態の情報

各国法制度

特許法、審査基準 等

例1) 韓国における特許法改正（2015年1月/7月施行）が出願実務に与える影響
例2) イスラム法（シャリーア）と知的財産法

運用実態

審査の流れ、侵害訴訟、手続きの流れ 等

例1) 中国における専利権侵害訴訟手続の概要
例2) ブラジルにおける特許出願から特許査定までの期間の現状と実態に関する調査

◎模倣品問題の情報

模倣品の現状

例1) ロシアにおける知的財産権侵害の概要
例2) 南アフリカの模倣業者

模倣品の調査と摘発

例1) インドネシアの模倣被害に対する措置および対策
例2) 中国の模倣被害に対する措置および対策

◎技術流出問題の情報

営業秘密管理

例1) ベトナムにおける営業秘密ならびに職務発明、職務著作および職務意匠の保護
例2) タイにおける技術ライセンス契約

技術流出防止

例1) 中国における技術流出に対する法的対応と実際
例2) インドにおける技術流出対策と営業秘密の保護

(4) 特許戦略ポータルサイト

2008年9月、企業の知的財産戦略の高度化に役立つ情報提供を行うため、特許庁ウェブサイト上に「特許戦略ポータルサイト¹」を開設した。特許戦略ポータルサイトは、特許庁が保有する情報のうち、国内外での権利化に役立つ情報、技術動向に関する情報、特許情報の活用に関する情報、各種調査やガイドライン等へのリンク集となっている。特許戦略ポータルサイトでは、特許出願・審査請求する際に役立つ情報として、「自己分析用データ」を提供している²。「自己分析用データ」には、自社における過去10年分の特許出願件数、審査実績等知的財産権情報が含まれる。2018年3月末時点で利用企業は約1,450社である。

(5) 情報提供によるその他の支援

① 大学等向け公報固定アドレスサービス

大学等における研究開発を支援するため、大学等の利用者に対し、特許電子図書館（IPDL）の公報データに直接アクセスできる公報固定アドレスサービスを2007年1月に開始した。本サービスは、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）においても同様に利用可能となっている。

◇登録件数：305件の大学等
（2018年3月末時点）

1 http://www.jpo.go.jp/sesaku/tokkyosenryaku_01.htm

2 インターネットを通じてダウンロードできようになっているが、利用に当たっては登録申込みとパスワードの発行が必要。特許戦略ポータルサイトでサンプルを見ることができる。



②開放特許情報データベース¹

大学・公的研究機関、企業等が保有する知的財産権で、他者にライセンスする意思のある特許（開放特許）の有効活用により、新たなイノベーションの創出及び技術開発による権利化の支援を行うために、開放特許情報データベースにおいて開放特許の情報を提供している。

また、検索機能強化の観点から、2018年3月末にデータベースのリニューアルを行い、IPC検索機能・類義語検索機能、絞込み検索機能など新規検索機能の追加を行った。

◇登録件数：29,576件（2018年3月末時点）
（うち 企業：4,797件、大学・TL0：8,096件、公的研究機関等：16,683件）

③リサーチツール特許データベース²

ライフサイエンス分野におけるリサーチ

ツール特許の使用を促進するため、大学・公的研究機関、企業等が保有するリサーチツール特許の情報をデータベース化し、「リサーチツール特許データベース」において情報を提供している。

◇登録件数：416件（2018年3月末時点）
（うち 企業：16件、大学・TL0：231件、公的研究機関等：169件）

④知的財産権取引業者データベース³

我が国における知的財産権取引ビジネスの振興及び知的財産情報活用のための環境整備の一環として、知的財産権取引を行う事業者から提供されたサービス内容等の情報をデータベース化し、「知的財産権取引業者データベース」において提供している。

◇登録件数：171件（2018年3月末時点）

1 <http://plidb.inpit.go.jp/PDDB/Service/PDDBService>
2 <http://plidb.inpit.go.jp/PDDB/Service/RIPatents/index.jsp>
3 <http://www.inpit.go.jp/katsuyo/db/agentsdb/>



グローバル知財戦略フォーラム 2018

2018年1月22日と23日に、特許庁は、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）との共催により「グローバル知財戦略フォーラム 2018」¹を開催した。本フォーラムは、国内外における知財関連情報の共有、知財活用に関する取組の情報交換の場、知財活用に関わる方々のネットワーク形成等の機会を提供するものである。

2017年度は、「ビジネスと知財の統合的なマネジメント～変革期に求められる新たな視点を取り込んで顧客価値創造を～」をメインテーマとして、IoT等の進展に伴う社会変革に対応した知財×データ戦略やグローバル市場に立ち向かう事業×知財戦略、オープンイノベーションの担い手となるスタートアップの挑戦などを論点とする講演・パネルディスカッションを行った。

当日は悪天候にもかかわらず、開催2日間で来場者数は延べ1,400名を超え、多くの方で賑わうフォーラムとなった。

今後も、日本企業のグローバルな知的財産活動を支援するため、本フォーラムを開催していく。



講演・パネルディスカッション会場の様子



日本アイ・ビー・エム株式会社
理事・知的財産部長 上野剛史 氏

【特別講演1】データが価値を生み出す時代における、
ビジネス変革とそれを支える知財・データ戦略



東京大学産学協創推進本部 本郷テックガレージ
ディレクター 馬田隆明 氏

【特別講演2】変革のためのスタートアップ思考

¹ http://www.inpit.go.jp/katsuyo/gipd/forumkokunai/result_forum_2018.html



4 料金面等における支援

特許庁は、料金面等における支援¹を以下のとおり実施してきたとともに、中小企業等を一律に対象とした、審査請求料や特許料（1～10 年分）、国際出願手数料の軽減制度を導入する（第2部第8章1.(1)①参照）。

(1)個人・中小企業を対象とした減免措置等

①特許料・審査請求料の減免措置

特許庁は、特許法、産業技術力強化法及び中小ものづくり高度化法²に基づき、個人・法人及び研究開発型中小企業等を対象に、一定の要件を満たすことを条件として、特許料（第1年分から第10年分）等の減免措置を講じている。また、2014年4月1日から2018年3月31日までに特許の審査請求を行った案件については、産業競争力強化法に基づき、中小ベンチャー企業、小規模企業等を対象に、一定の要件を満たすことを条件として、特許料（第1年分から第10年分）及び審査請求料の3分の2を軽減する措置³を講じている。

◇ 2017 年度実績

○特許法に基づく支援

資力を考慮して定められた個人・法人に対する特許料・審査請求料の免除又は半額軽減措置。

- ・ 特許料の減免 : 2,333 件
- ・ 審査請求料の減免 : 1,060 件

○産業技術力強化法及び中小ものづくり高度化法に基づく支援

研究開発型中小企業等に対する特許料・審査請求料の半額軽減措置。

- ・ 特許料の軽減 : 23,200 件
- ・ 審査請求料の軽減 : 4,649 件

○産業競争力強化法に基づく支援

中小ベンチャー企業、小規模企業等に対する特許料・審査請求料の3分の2軽減措置。

- ・ 特許料の軽減 : 2,070 件
- ・ 審査請求料の軽減 : 5,337 件

②特許協力条約(PCT)国際出願に係る手数料の軽減措置・交付金制度⁴

特許庁は、2014年4月1日から2018年3月31日までに特許庁に受理された国際出願について、産業競争力強化法に基づき、中小ベンチャー企業、小規模企業等を対象に、一定の要件を満たすことを条件として、PCT 国際出願に係る調査手数料・送付手数料及び予備審査手数料の3分の2を軽減する措置を講じている。また、同期間中に特許庁に受理された国際出願について、中小ベンチャー企業、小規模企業等を対象に、PCT 国際出願に係る手数料のうち、世界知的所有権機関（WIPO）に対する手数料（国際出願手数料及び取扱手数料）の3分の2を、手数料納付後の出願人からの申請により、「国際出願促進交付金」として交付する措置を講じている。

◇ 2017 年度実績

○産業競争力強化法に基づく支援

中小ベンチャー企業、小規模企業等に対する調査手数料・送付手数料及び予備審査手数料の3分の2軽減措置。

- ・ 調査手数料・送付手数料の軽減 : 858 件
- ・ 予備審査手数料の軽減 : 36 件

○国際出願促進交付金による支援

中小ベンチャー企業、小規模企業等に対する国際出願手数料及び取扱手数料の3分の2を交付する措置。

- ・ 国際出願手数料及び取扱手数料の交付 : 823 件

1 減免申請等その他詳細な情報は下記ウェブサイト参照
<https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/genmensochi.htm>
 2 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成18年4月26日法律第33号）
 3 2014年4月から2018年3月までに特許の審査請求を行う場合が対象。
 4 2014年4月から2018年3月までに特許の国際出願を行う場合が対象。



(2) 大学・TL0等を対象とした軽減措置

① 特許料・審査請求料の軽減措置

特許庁は、TL0法¹及び産業技術力強化法に基づき、大学・TL0等を対象に、一定の要件を満たすことを条件として、特許料（第1年分から第10年分）及び審査請求料の2分の1を軽減する措置を講じている。

◇ 2017年度実績

○ TL0法に基づく支援

承認 TL0 及び認定 TL0 に対する特許料・審査請求料の半額軽減措置。

・ 特許料の軽減 : 631 件

・ 審査請求料の軽減 : 154 件

○ 産業技術力強化法に基づく支援

大学及び大学研究者に対する特許料・審査請求料の半額軽減措置。

・ 特許料の軽減 : 6,669 件

・ 審査請求料の軽減 : 3,090 件

5

相談業務による支援

(1) ワンストップによる解決支援(INPIT知財総合支援窓口)

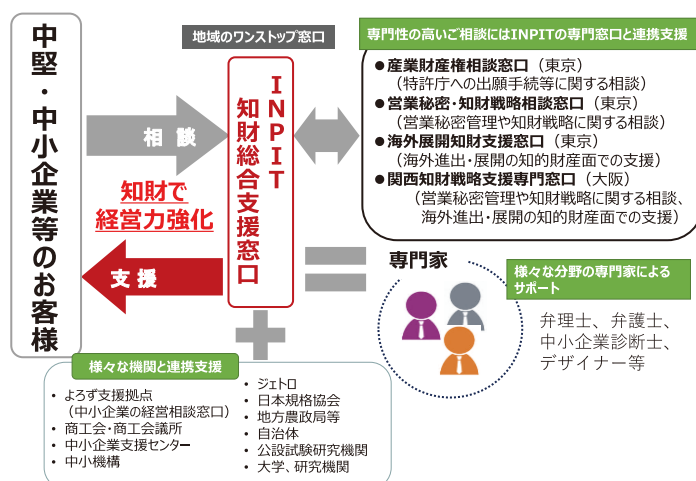
「知的財産は敷居が高く相談に行きにくい」、「どこへ相談に行けばいいかわからない」という中小企業の声を踏まえ、2011年度から、知的財産に関する悩みや課題に関する相談を一元的に受け入れる「知財総合支援窓口」を47都道府県全てに設置している。

知財総合支援窓口では、無料・秘密厳守で、知的財産に関するアイデア段階から事業展開、海外展開までの様々な課題等に対し、知的財産に関係する様々な専門家のほか、自治体や商工会・商工会議所、よろず支援拠点をはじめとする地域の中小企業支援機関と協

働・連携して、効率的な解決を図るワンストップサービスを提供している。

2016年度からは事業の実施主体を（独）工業所有権情報・研修館（INPIT）とすることで、同館の営業秘密・知財戦略相談窓口や海外展開知財支援窓口との連携強化を図るほか、職務発明規程に関する支援を行う専門家の更なる拡充、標準化に関するアドバイスを提供する日本規格協会（JSA）との連携、地理的表示保護制度等の農林水産業に係る知的財産の相談も受け付けるなど、支援内容の一層の拡充を図るとともに、支援対象を中堅企業まで拡大することにより支援体制を強化した。

2-6-11図 INPIT 知財総合支援窓口における相談対応



1 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年5月6日法律第52号）

INPIT 知財総合支援窓口では、例えば次のような支援を実施している。

①知財戦略に関する支援

技術動向や企業戦略・経営戦略の観点も踏まえた知的財産を保護するための手法（特許等としての権利化による保護、営業秘密としての秘匿化による保護）の説明、アドバイス。

②特許出願等の手続支援（電子出願支援を含む）

特許等の産業財産権制度に係る出願や登録、中間手続等の手続方法の説明や電子出願ソフトを利用した電子出願に係る手続方法の説明等。

③先行技術文献等に関する調査支援

J-PlatPat を活用した、既に出願されている、又は権利化されている内容等の検索方法の説明。

④ライセンス契約、技術移転に関する支援

企業等が保持する技術の活用に向けたライセンス契約に関する契約書のひな型の提供や注意事項等の説明。

⑤模倣品・侵害対応に関する支援

海外における中小企業等の模倣品、侵害訴訟に関する連携機関の支援紹介や専門家による侵害対応に関する助言等の支援。

⑥海外展開に関する支援

海外で知的財産権を取得する際の外国出願に係る費用助成事業等の支援施策の紹介や外国の企業との知的財産に関するライセンス契約に関する専門家による助言等の支援。

⑦デザインやブランド戦略に関する支援

デザインやブランドコンサルタントや意匠活用ノウハウを有する弁理士等の専門家を活用した商品開発時からの知財活用マインドの導入や商品販売時の戦略的な意匠登録出願に関する支援。

⑧職務発明規程の導入等に関する支援

2015 年度法改正を受けた新たな職務発明制度等に関する説明や社内規程の導入等に関する弁理士・弁護士等の専門家の助言等の支援。

⑨知的財産を活用していない中小企業等の発掘及び知的財産活動の啓発に関する支援

知的財産を有効に活用できていない、又はこれから活用しようとする中小企業に対して、知的財産を有効活用するためのアドバイスや社内啓発活動の支援。

⑩知的財産に関する支援機関及び各種支援施策の紹介

中小企業が利用可能な知的財産関連の支援機関及び支援施策の紹介、支援内容、手続方法の説明。

◇ 2017 年度実績 相談件数：95,257 件



「知財ポータル」(<http://chizai-portal.inpit.go.jp/>)：各都道府県の INPIT 知財総合支援窓口の設置場所や支援事例を掲載しています。



INPIT 知財総合支援窓口～中小企業の知財活動を一通貫で支援～

「自社のブランドをどう守れば良いのか？」という相談のために窓口を訪れた中小企業に対し、当初の相談内容から発展して、自社技術のライセンス契約や海外展開、知財・経営戦略に関する支援にまで発展するケースもある。その際、企業知財部OBや中小企業の知財支援に長年携わっている者等、経験豊富な支援担当者がアドバイスを行うとともに、解決すべき課題にあわせ、弁理士や弁護士等の専門家をコーディネートして支援している。ここでは、窓口での知財支援を活かし、ビジネスで活躍する中小企業の事例を紹介する。

○外国出願、契約書作成支援による海外出店

有限会社オフィスリョウ次は、1996年に設立し、居酒屋、ラーメン店などを経営している。同社が展開するラーメン店「琉球新麺 通堂」が中華圏への出店の引き合いを受けた際に、海外での模倣や冒認出願に関する懸念から、窓口にご相談した。

窓口では、商談状況や見通しについてヒアリングし、早い段階で外国出願を行った方が良いことを説明した。また、経費削減の助言として、沖縄県が予算化している外国出願補助金を紹介し、同社は同補助金の採択を受け、外国出願を行った。



〔ラーメンチェーン「琉球新麺 通堂」のラーメン〕

その後、同社は、ラーメン店の出店に関する台湾企業とのライセンス契約について、窓口にご相談した。窓口では、INPIT 海外知財プロデューサーを紹介し、海外出店に向けたリスク等の説明をするとともに、海外企業との契約に知見の深い弁護士を派遣し、契約書面の作成を支援した。

同社は、無事契約を済ませ、台湾に1号店を出店したところ売上は順調で、2店目も出店した。また、台湾以外の国からもオファーがあり、引き続き外国への商標登録出願も計画している。

○商標権取得支援とその後の販促活動支援

有限会社土井茂商店は、1973年の設立以来、水産物卸業を営んでおり、近年では水産加工会社及び直営店を作り、新商品の開発・販売に着手しており、新商品の知財保護について窓口にご相談した。



〔ブランド化に成功した土井茂商店の干し魚の商品〕

相談内容は、商品パッケージに関する意匠権を取得したいとのことであったが、窓口担当者が詳しくヒアリングしたところ、同社が真に求めているものは、自己の商品を表すロゴマークの権利化であることが分かった。このため、商標制度について紹介するとともに、他企業の取得例などを参考に、商標についてイメージして頂くことから支援を始めた。

その後、同社は窓口のアドバイスを受けつつ商標登録出願を行い、権利取得までご自身で手続を実施した。

現在は、登録された商標を、大手デパートに納入する商品の包装内に同封している。また、窓口とよろず支援拠点による連携支援を受け、拡販活動を強化するため、ふるさと納税の返礼品登録を行い、特産品としての品質アピールに努めている。今後は県産品（プレミアム和歌山）の登録も行うことを予定している。

知財ポータルでは、全国各地の窓口での支援事例を紹介している。

<http://chizai-portal.inpit.go.jp/>



(2)出願手続・産業財産権に関する相談

①産業財産権相談窓口¹

アイデアがあるものの、どのようにすれば権利化できるか分からない、特許等の出願をしたいが手続方法が分からない等の産業財産権の手続に関する相談を、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）において無料で受け付けている。

相談については、窓口、電話、WEB、文書（手紙、ファックス）にて行うことができる。

◇ 2017 年度実績

相談件数：31,418 件

窓口相談 平日 9:00～17:45
(受付は 17:30 まで)

電話相談 TEL03-3581-1101
(内線 2121～2123)
(平日 8:30～19:00)

②知的財産相談・支援ポータルサイト²

知的財産相談・支援ポータルサイトは、前身の産業財産権相談サイトを 2017 年 4 月にリニューアルしたものである。産業財産権に関する基本的な情報や出願から登録、審判までの手続に必要な情報を FAQ 形式で提供しており、これらの情報はキーワードによる検索も可能となっている。また、最も問合せが多い商標については、「かんたん商標出願講座」として、動画で分かりやすく解説しているほか、各種申請様式（様式見本）や記入例等、手続に関する最新の書類をダウンロードすることも可能である。

なお、同サイトで解決できない質問についてはサイト上の入力フォーム等を通じて直接相談窓口にも問合せをすることもできる。

◇ 2017 年度実績

FAQ 閲覧利用件数（産業財産権）：

279,666 件



知的財産相談・支援ポータルサイトトップページ

(3)営業秘密・知財戦略に関する相談

営業秘密・知財戦略相談窓口³においては、特許等への権利化、営業秘密としての秘匿化を含むオープン・クローズ戦略等の具体的な知財戦略に関する相談に加え、秘匿化を選択した際の営業秘密の管理手法、営業秘密の漏

えい・流出等に関する相談に対し、経験豊富な知的財産戦略アドバイザー（企業 OB）や弁護士等の専門家が対応している。また、全国にある知財総合支援窓口と連携することにより、各地の中小企業等が気軽に専門家に相談することを可能にしている。さらに、営業秘

1 産業財産権相談窓口

http://www.inpit.go.jp/consul/consul_about/index.html

2 知的財産相談・支援ポータルサイト <http://faq.inpit.go.jp/>

3 営業秘密・知財戦略相談窓口

<https://faq.inpit.go.jp/tradeseCRET/service/>



密の漏えい・流出に関する被害相談については警察庁と、サイバー攻撃等の情報セキュリティに対する相談については独立行政法人情報処理推進機構（IPA）と連携するなど、関係機関と協力して対応している。

同窓口では、2017年度に、430件の中小企業等からの相談に応じた。

その他、知的財産戦略アドバイザーによる「営業秘密・知財戦略セミナー」の開催や、知的財産相談・支援ポータルサイト¹におけるeラーニングコンテンツの提供等、普及啓発活動を積極的に展開している。

また、企業等における戦略的な知財管理を支援するため、電子文書が存在したことを証明する「鍵」であるタイムスタンプトークンを預かる「タイムスタンプ保管サービス」を提

供している。民間事業者が提供するサービスによって発行されたタイムスタンプトークンをINPITに預けることで、電子文書に付されたタイムスタンプトークンの紛失や改ざんのリスクを低減し、長期間安定なバックアップが可能になるとともに、営業秘密や先使用権などに関する特定の資料が作成日とされる時点に存在していたかについて係争又は訴訟中に疑義が生じた際、作成日時の立証負担を軽減する効果が期待できる。

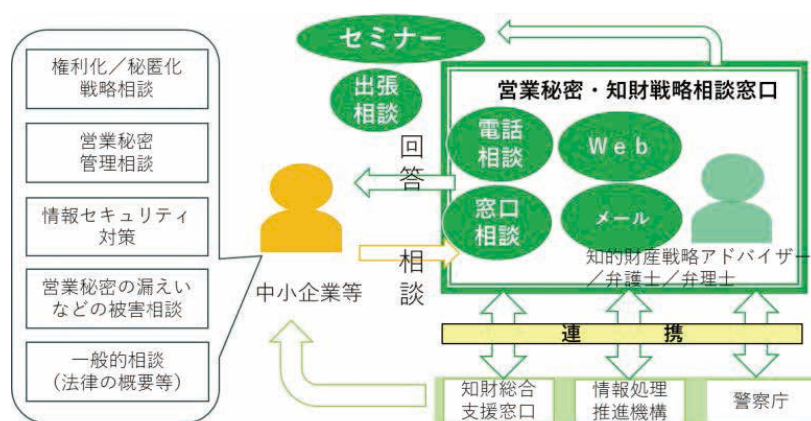
窓口相談 平日9:00～17:45

（受付は17:30まで）

電話相談 TEL 03-3581-1101（内線3844）

（平日9:00～17:45（受付は17:30まで））

2-6-12図 知財総合支援窓口と関係機関との連携



(4) 海外展開に関する相談

海外展開知財支援窓口²では、海外での事業展開を考えている企業等に対して、ビジネスの形に応じた様々な知財リスクについてのアドバイスをを行い、ビジネス展開に応じた知的財産の権利化や、取得した権利を利益に結びつけるための活用する方法について、海外駐在経験と知的財産実務経験が豊富な民間企業

出身の専門人材である海外知的財産プロデューサーが支援を行っている。全国にある知財総合支援窓口とも連携しており、相談内容に応じて海外知的財産プロデューサーによる支援を受けることを可能にしている。

お問い合わせ先（海外展開知財支援窓口）

TEL 03-3581-1101（内線3823）

（平日9:00～17:30）

1 知的財産相談・支援ポータルサイト（営業秘密・知財戦略に関する情報） <https://faq.inpit.go.jp/tradeseecret/>

2 海外展開知財支援窓口 <https://faq.inpit.go.jp/gipdd/service/>
知的財産相談・支援ポータルサイト（海外展開の知財支援に関する情報）
<https://faq.inpit.go.jp/gipdd/>



(5)その他の相談

①農林水産業に係る知的財産の相談体制の強化

農林水産物のブランド価値を高め、知的財産として保護していくためには、特許庁が担当する商標制度、意匠制度、特許制度と、農林水産省が担当する地理的表示（GI）保護制度や品種登録制度など、様々な知的財産制度をうまく組み合わせて活用することが重要である。

特許庁は、2016年10月から農林水産省と協力して、INPITが各都道府県に設置している知財総合支援窓口と農林水産省の相談窓口との連携を図っている。また、知財総合支援窓口においても農林水産分野の知的財産に関する相談を受け付けることとし、2017年度には、農林水産省が主催するGIと種苗登録制

度についての研修に知財総合支援窓口の相談対応者が参加し、相談体制の強化を図っている。

なお、特許庁が出願人等ユーザーの利便性向上や知的財産を活用する企業のすそ野拡大を目的に全国各地で開催する「巡回特許庁」において、農林水産省と連携して地域ブランドセミナーを開催し、地域団体商標制度に加え、GI保護制度についても説明する等、地域の農林水産業やブランド関係者に対する制度の普及啓発に取り組んでいる。

②特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)に関する相談

J-PlatPat¹の各種検索サービスの操作・利用について、J-PlatPatヘルプデスクにおいて専門スタッフが相談を受け付けている。

The screenshot shows the J-PlatPat website interface. At the top, there is a header with the J-PlatPat logo and navigation links. A red circle highlights the 'ヘルプデスク' (Help Desk) contact information, which includes the phone number 03-6666-8801 and the email address helpdesk@j-platpat.inpit.go.jp. Below the header, there is a search bar and a list of featured information and seminars. The footer contains copyright information for INPIT and a QR code.

J-PlatPat ヘルプデスク

TEL 03-6666-8801（平日 9：00～21：00）

1 <https://www.j-platpat.inpit.go.jp>

③電子出願に関する相談

ウェブサイト上に開設した「電子出願ソフトサポートサイト¹⁾」において、申請書類の書き方ガイドやよくあるQ&A等、電子出願に役立つ情報を提供している。また、電子出願の具体的な操作方法等について、電子出願ソ

フトサポートセンターにおいて専門スタッフが相談を受け付けている。

◇ 2017 年度実績

相談件数：9,644 件



電子出願ソフトサポートセンター（受付時間：平日 9：00～20：00）

TEL(東京)：03-5744-8534

TEL(大阪)：06-6946-5070

1 <http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/>



6 専門人材による支援

我が国産業の国際的な競争力を保持しつつ持続的な発展を実現していく上で、イノベーションの促進を効率的に進める必要があり、創出される知的財産を戦略的に保護・活用する知的財産戦略が極めて重要である。このため、特許庁・INPIT では、専門人材を適所に配置し、企業や大学等の知的財産マネジメントを支援している。

(1) 知的財産戦略アドバイザー

「営業秘密・知財戦略相談窓口～営業秘密110番～」¹に所属する知的財産戦略アドバイザーは、同窓口での相談受付に加えて、中小企業等を訪問し、経営幹部を含めた複数の社員に対して小規模なセミナーを実施したり、現場を視察した上で具体的なアドバイスをしたりできるように、出張による個別企業支援を積極的に実施している。

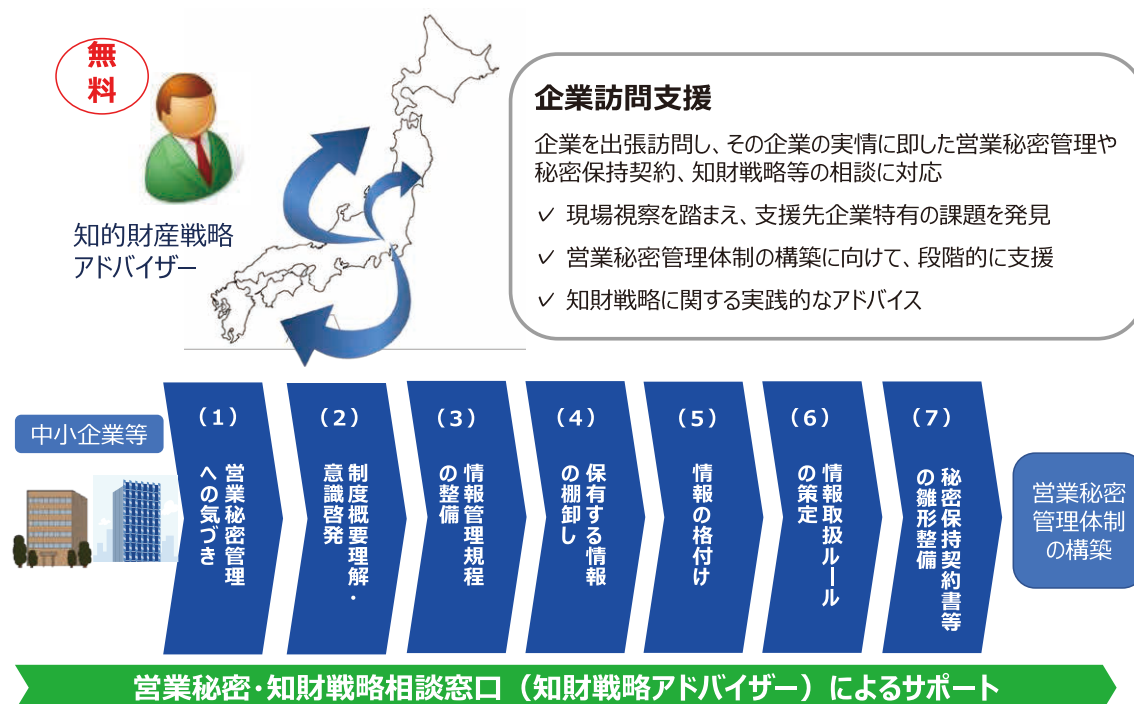
出張支援では、現場視察をすることで訪問した企業に特有の課題を発見し、より実践的なアドバイスを行うことが可能になっている。

秘密管理のための社内体制の構築を目指す企業に対しては、訪問が複数回に及ぶこともある。単なる質問と回答というやりとりにとどまらず、知的財産戦略アドバイザー及び弁護士等による営業秘密管理の規定整備に向けての支援によって、企業等において実際に秘密管理体制を運用できるレベルまで導くことを目標として活動している。

◇ 2017 年度実績

出張支援 284 回

2-6-13図 知的財産戦略アドバイザーによる訪問支援



1 営業秘密・知財戦略相談窓口 <https://faq.inpit.go.jp/tradeseecret/service/>



(2) 海外知的財産プロデューサー¹

海外展開において刻々と変化するビジネスのステージに応じ、知的財産リスクへの対応やライセンスといった知的財産の活用等の知的財産全般のマネジメントが必要になる。このような海外進出先の情勢や制度、事業目的・内容に応じた、知的財産権の取得・管理・活用、海外市場への技術移転支援、知的財産戦略の策定等、知的財産全般の多様なマネジメントの支援のため、2011年度から、海外駐在経験、知的財産実務経験が豊富な民間企業出身の専門人材を海外知的財産プロデューサーとして INPIT に配置し、関係機関と連携しながら中堅・中小企業等に対する支援を行っている。具体的には、海外知的財産プロデューサーは、海外での事業展開を考えている企業等に対して、ビジネスの形に応じた様々な知的財産リスクについてのアドバイス

を行い、ビジネス展開に応じた知的財産の権利化（例えば、どのような権利をどの地域で取得するべきか）や、取得した権利を利益に結びつけるための活用方法（例えば、企業の海外進出目的や保有する知的財産に合わせたビジネススキームの提案）について支援している。加えて、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）が事務局を行う新輸出大国コンソーシアムの参加機関として、全国の他の支援機関とも連携しながら支援を行っている。

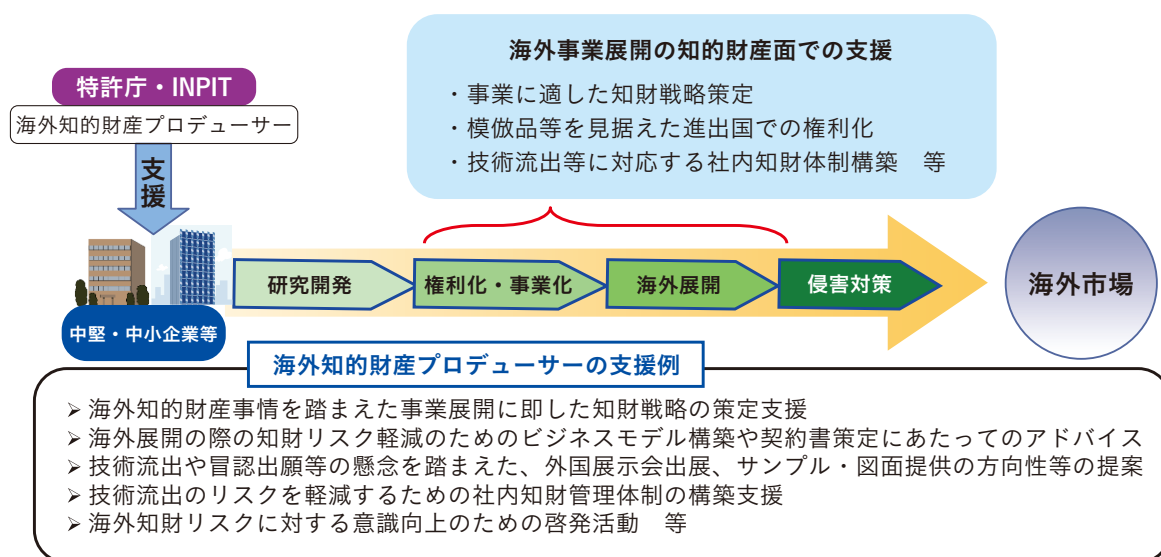
また、海外知的財産プロデューサーは、海外ビジネス上の様々な知的財産リスクやビジネスと知的財産の関係について理解を広げるための講演も行っている。

◇ 2017年度実績

支援企業等 273 者

講演等 62 回

2-6-14図 海外知的財産プロデューサー派遣事業の概要



1 お問い合わせ先：下記ウェブサイトの「29. 知的財産の活用に関すること」を参照
<https://www.jpo.go.jp/toiawase/toiawase1.htm>



海外知的財産プロデューサーの支援事例

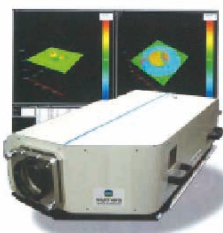
海外知的財産プロデューサーは、日本企業の海外進出、海外事業展開を、知的財産の視点から、無料出張相談等により支援している。海外知的財産プロデューサーが支援した企業の一部を事例として紹介する。

～株式会社清原光学（東京都板橋区）～

「“見えなかったもの”を“見える”ようにすることを目指して」

株式会社清原光学¹は、設計から加工・製造までを一貫して行える総合光学メーカー。“見えなかったもの”をどうすれば“見える”ようにできるかを追求しながら、新しい挑戦を続けています。例えば高速偏光干渉計“SuperFIZ”に、レーザー干渉計用ビームエクスパンダー（測定範囲を拡大可能な装置）を組み合わせることで、φ500mmの大サイズ望遠鏡等の光学部品表面を測定することができます。こうした技術は世界で唯一のもので

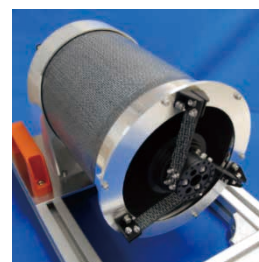
一方、様々な製品開発の中で特許出願件数も多くなり、①それらを十分に管理できていない、②海外展開を見据えてPCT出願の移行国の選択という課題がありました。



高速偏光干渉計 “SuperFIZ”



ビームエクスパンダー



宇宙望遠鏡

「海外展開を見据え、自立した知財活動の実現へ」

海外知的財産プロデューサーによる支援は、2016年11月、特許出願の管理体制を整備することからスタート。社内では各特許出願の期限管理・予算管理を可能とするための整理手段についてアドバイスを受け、それまでは特許事務所に任せきりだったところ、自社で特許出願の全体像を把握できるようになりました。また、発明評価の観点や手法についてもアドバイスを受け、それによりPCT出願の移行国についても自社で判断できる体制作りが進みました。さらに、米国展開の計画があり、関連する他社特許の調査手法についても解説を受け、今後の事業展開を検討しています。



代表取締役社長 前野隆一氏

同社は、今後は、事業計画を踏まえ、オンリーワンの製品を守るための出願戦略の部分を充実させていくことを考えています。（同社前野社長より）

＜海外知的財産プロデューサーのコメント＞

本件は、米国での新規事業の知的財産リスクマネジメントと知的財産管理といったベーシックな問題に取り組んでいる事例です。課題を解決すべく、引き続き支援をしていく所存です。

（海外知的財産プロデューサー 松島重夫氏）

¹ 1987年に設立、干渉計・光学システム・光学部品の設計・加工・製造またコンサルティングを行う。

(3) 知的財産プロデューサー¹

公的資金が投入された研究開発コンソーシアムや大学には、革新的な研究成果の創出や国際競争力の向上が期待されている。我が国のイノベーションの促進に寄与することを目的とし、研究開発プロジェクトを推進する研究開発機関等を対象に、知的財産の視点から、成果の活用を見据えた戦略の策定、研究開発プロジェクトの知的財産マネジメント等を支援するため、企業での知的財産実務経験等を有する専門人材である知的財産プロデューサーを派遣している。

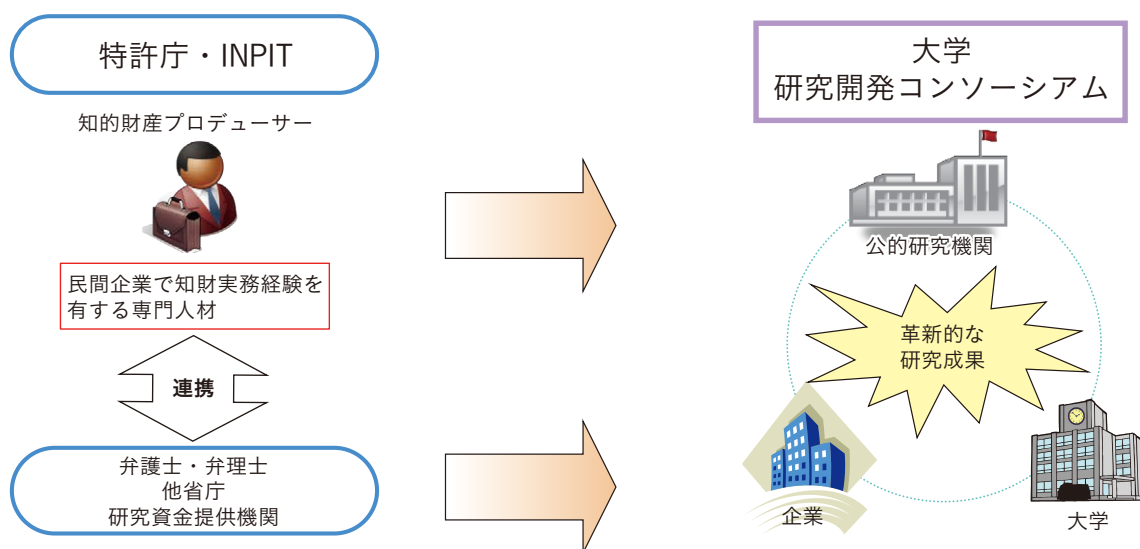
具体的には、プロジェクト発足前では知的

財産ポリシーの策定支援、プロジェクト初期では知的財産に関する意思決定機関の設置や規程類の制定支援、プロジェクト推進期では戦略的な特許等取得のための支援や、そのための国内外の知的財産情報の収集・分析支援、プロジェクト終期ではプロジェクト全体で獲得した知的財産成果の総括と情報共有の支援、プロジェクト終了後では知的財産管理主体における知的財産管理・活用の支援を行っている。

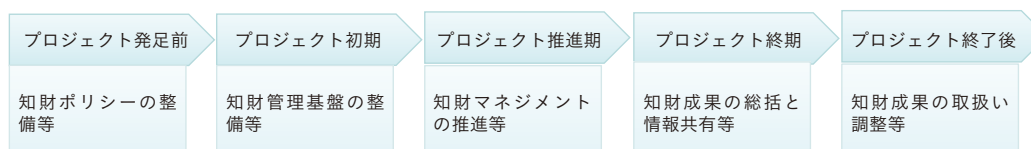
◇ 2017 年度実績

派遣：延べ 35 プロジェクト

2-6-15図 知的財産プロデューサーの業務の例



○ 知的財産プロデューサーによる主な支援内容



1 お問い合わせ先：下記ウェブサイトの「29. 知的財産の活用に関すること」を参照
<https://www.jpo.go.jp/toiawase/toiawase1.htm>



(4) 産学連携知的財産アドバイザー¹

事業化を目指す産学連携活動を展開する大学に知的財産の専門家である産学連携知的財産アドバイザーを派遣して、事業化を目指す産学連携プロジェクトの知的財産マネジメントを支援することにより、地方創生に資する大学等の活動を促進している。

「プロジェクト支援型」と「プロジェクト形成支援型」の2つのプログラムを推進している。「プロジェクト支援型」においては、産学連携知的財産アドバイザーが、大学における事業化を目指すプロジェクトの知的財産マネジメントを支援し、その事業化を促進している。「プロジェクト形成支援型」においては、

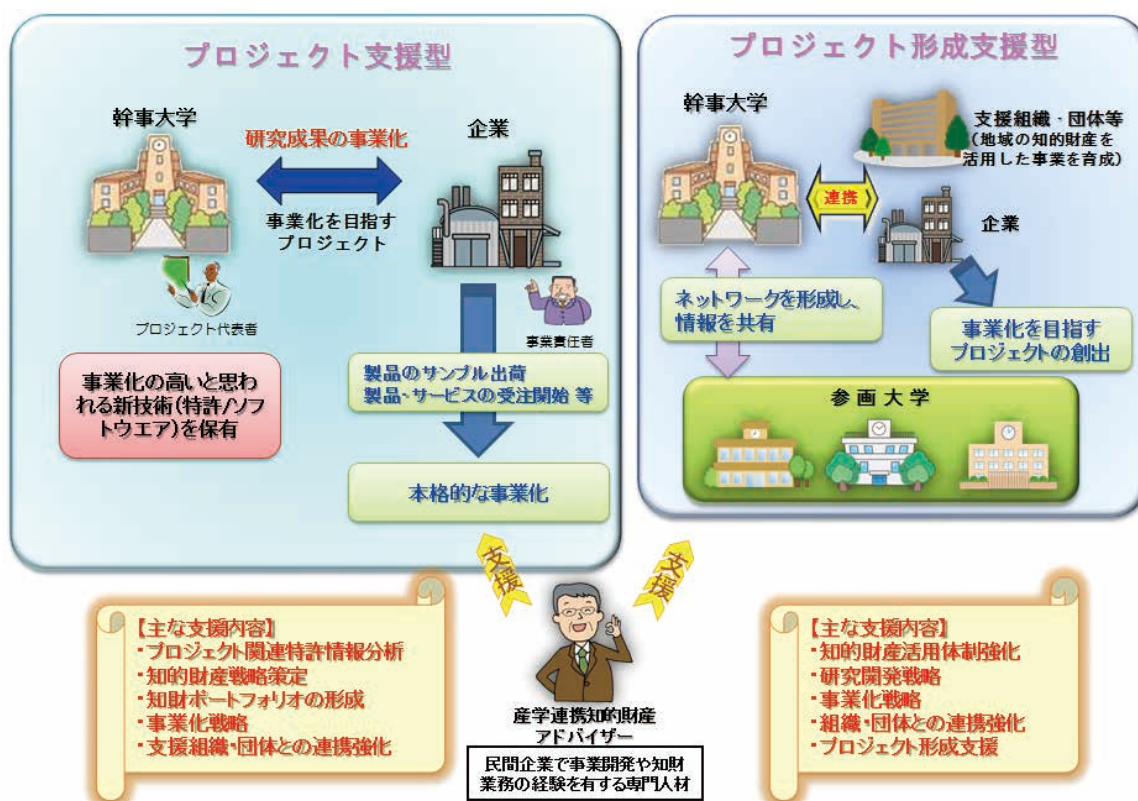
産学連携知的財産アドバイザーが、複数の大学からなるネットワーク等の連携活動を進めてきた大学に対し、事業化を目指すプロジェクトの形成支援を行っている。特に、産学連携の体制整備等が進んだものの、産学連携によるプロジェクトの形成や実施等の経験が少ない大学に対しては、従来の広域大学ネットワークを活用した支援を行っている。

◇ 2017 年度実績

派遣：12 大学

(プロジェクト支援型 8 大学、プロジェクト形成支援型 4 大学)

2-6-16図 産学連携知的財産アドバイザー派遣事業の概要



1 お問い合わせ先：下記ウェブサイトの「29. 知的財産の活用に関すること」を参照
<https://www.jpo.go.jp/toiawase/toiawase1.htm>



産学連携知的財産アドバイザーの支援事例

～国立大学法人三重大学／D社～

<当事者のプロフィール>

- 国立大学法人三重大学（三重県津市）
 - 5学部6研究科を有する東海地方の総合大学
- D社（本社：東京都）
 - 産業用ガス・家庭用LPガス及び安定同位体の供給販売、半導体関連製造装置の製造販売、ステンレス魔法瓶の製造販売、プラント・エンジニアリング

○プロジェクトの概要

三重大学は、深紫外LEDに用いられる発光素子の発光効率を向上させる高品質の半導体基板を開発する中で、サファイア基板上に積層形成した窒化アルミニウム層に生じる格子欠陥を大幅に低減できるアニール¹技術を独自に完成。このアニール技術を採用したアニール炉を事業化するため、三重大学とパートナー企業のD社が連携して推進しているプロジェクトを、産学連携知的財産アドバイザーが支援している。

○三重大学の技術シーズ

三重大学は、深紫外発光素子について他大学とも連携しながら研究しており、サファイア基板上に窒化アルミニウム層を形成した半導体基板の欠陥密度の低減に向けてA社と2005年から共同研究を実施。その後、アニール炉が設置されている大学と2012年から共同研究を行い、窒素ガスと一酸化炭素ガスの混合ガス雰囲気中で半導体基板の欠陥密度を低減するアニール技術を共同で確立。更にその後、三重大学は、公的研究機関のアニール炉を利用して研究を続け、従来から使用されている窒素ガス雰囲気のみで半導体基板の欠陥密度を低減するアニール技術を独自で確立し、その製法発明について特許出願²を行った。

○事業化に向けての課題

D社は、アニール炉の販売顧客に対して三重大学が製法特許をライセンスすることについて、アニール炉の販売に著しく支障を来すとして難色を示した。

また、三重大学にコンタクトして来た中国の発光素子メーカーに対し、三重大学がアニール炉の販売支援のためにアニール技術を指導したり製法特許をライセンスしたりすると、中国の技術輸出入管理条例により三重大学が品質保証や特許保証をしなければならない可能性のあることが判明した。

さらに、外国企業に対するサンプル基板については、安全保障貿易管理における該当品扱いとして少額特例を適用して提供していたため、提供枚数や提供金額に上限を設定しなかった。

○産学連携知的財産アドバイザーのソリューション

D社からアニール炉を購入した顧客に対して、三重大学が製法特許の権利を主張しない代わりに、D社が顧客にアニール炉を販売する際に、アニール炉の対価に一定額の特許使用料を上乘せし、これを還元することを三重大学に提案し、三重大学とD社の特許ライセンス契約締結を支援した。

また、三重大学が、中国の発光素子メーカーに直接技術指導をすることや特許ライセンスをすることを避け、製法特許はD社にライセンスすると共に必要な技術指導はD社の責任で行うことを提案した。

更に、外国企業に対するサンプル基板の提供については該否判定を見直すことを提案し、結果的に非該当品扱いであるとの経済産業省の見解を得たことにより、サンプル基板の提供枚数や提供金額の上限が撤廃できた。

1 熱雰囲気中に一定時間置くこと等により原子を再配列させ欠陥などを消失させる処理のこと

2 「窒化物半導体基板の製造方法」特許6238322号及び特許第6311834号

<三重大学のコメント>

アドバイザーには、パートナー企業とのライセンス契約や事業化に係るご支援は勿論のこと、本学・パートナー企業を含むビジネスモデルの構築や、他者権利の整理・調整といった本学コンプライアンスの遵守・将来生じるおそれのあるリスクの事前回避・そのための具体的対応（於国内・対国外）など、多面的かつ非常に的確・適切なご支援をいただいております。そのおかげで、パートナー企業による製品化・事業化に至りました。厚く御礼申し上げます。

製品化・事業化となりますと、ビジネスモデルの構築やリスクマネジメントなど、本学にとって未経験のことが多く存在致します。引き続きのご支援を、何卒よろしくお願い申し上げます。

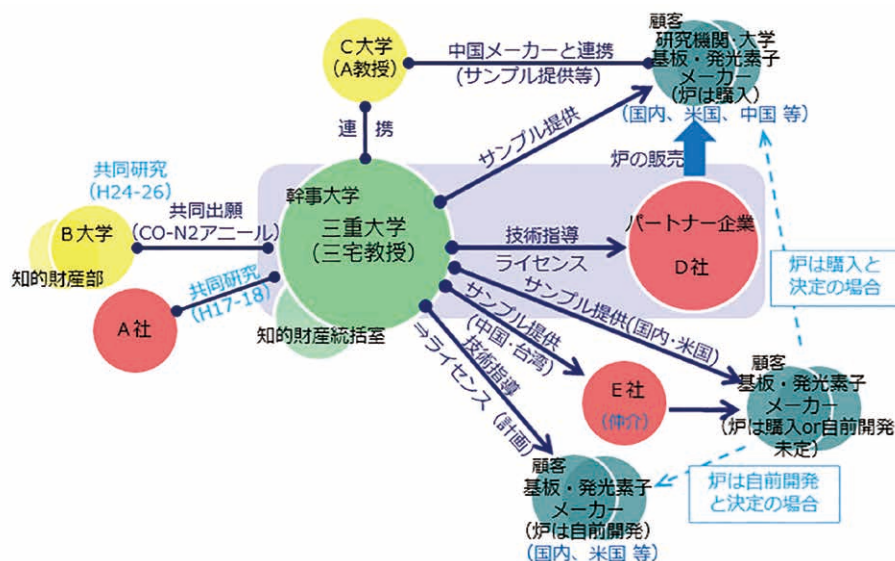
<産学連携知的財産アドバイザーのコメント>

ランプに代わる深紫外 LED の発光効率アップやコストダウンに繋がることが期待される技術であり、三重大学が中心となって取り組んでいる「地域イノベーション・エコシステム形成プログラム」の活動を支えるコア技術として、深紫外 LED とその応用製品の開発や事業化を通じた地域経済の活性化に少しでもお役に立てるよう支援をしていきます。

<商品名：窒化物半導体基板アニール炉 STA-1700 >



<関係図>



(5)事業プロデューサー¹

我が国は社会課題先進国であり、地方には地理的条件、人口構造、産業構造等の独特の状況に付随した地方特有の社会課題が存在する。これらの課題に対し、事業ニーズ起点で知財シーズ・技術開発力（権利化されているか否かは問わない。）を組合せて事業化構想を行うことができれば、新規事業創出に繋がるといえる。

しかし、各地方では、保有するシーズを活用して新規事業創出に成功している事例が必ずしも多いとはいえない現状にある。その大きな理由の一つとして、潜在的な市場・ニーズを察知しつつ、知財・技術を理解し、魅力あるビジネスモデルをつくり、そして新規事業創出のできる事業化支援人材が各地方に欠乏していることが挙げられる。

したがって、知財の需要と供給を繋ぎ、事業化を構想できる目利き機能を果たす能力を持った専門家を地方に配置し、新規事業創出を活性化することが必要である。知的財産推進計画 2017 においても「地域の知財シーズを活用して新規事業創出につなげるため、事業プロデューサーを地域に派遣し、地域の知財ニーズと知財シーズを掘り起こしつつ、金融機関、専門家等のネットワークを構築・活用しながら、事業プロデュース活動を実施する。」と記載されている。

こうした背景のもと、特許庁では、地域における事業化機能拡充のため、金融機関を含む地域ネットワークを構築・活用しながら、潜在的なニーズ・シーズを掘り起こして事業を構想し、ニーズとシーズのマッチングから事業資金調達、販路開拓まで含めた事業創出環境活動を支援する新規事業創出の専門人材

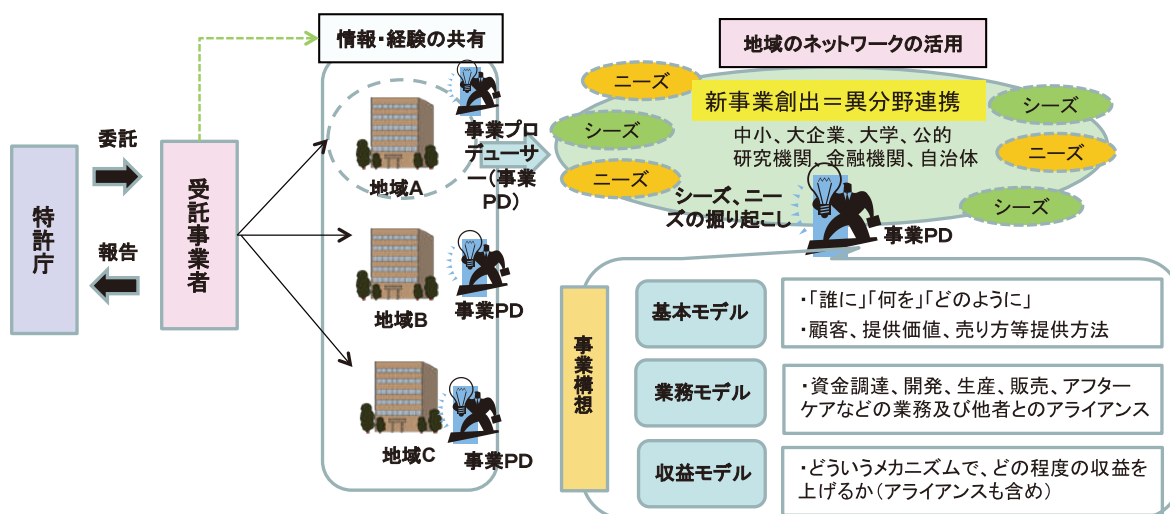
「事業プロデューサー」の派遣を行うことによって、地域における事業化創出機能の活性化を図ることを目的とした、「地方創生のための事業プロデューサー派遣事業」を 2016 年度より 3 か年の事業として実施している。

具体的には、最長 3 か年度を限度として、有識者委員会の議論を経て選定された、（一社）さいしんコラボ産学官、（公財）静岡県産業振興財団、（公財）北九州産業学術推進機構の 3 機関に事業プロデューサーを 2016 年 10 ～ 11 月から派遣を開始し、①地域の金融機関及び専門家等との支援ネットワークを構築・活用した地域における潜在ニーズ及びシーズの掘り起こし支援、②これらの情報に基づいて自らの知見と支援ネットワークの有する知見等を融合して構想することによる地域ニーズに基づいた新規事業構想支援、③構想した新規事業構想の具現化に必要な支援チームの組成・活動支援、④事業プロデューサー及び派遣先地域関係者が活動事例・ニーズ・シーズ情報等を共有する場の提供、⑤事業プロデューサーによる活動の成功事例・失敗事例の収集・分析等の活動を通じて、新規事業プロデュース活動のノウハウの派遣先の地域ネットワークへの提供といった取組を適宜行っている。また、上記の取組を通じて、派遣先において事業プロデューサーの役割を担う人材が育ち、事業終了後においても、自律的に事業プロデュース活動が継続されることを目指している。さらに、事業プロデューサーによる活動の成功事例・失敗事例の分析によってモデルを抽出し、事業終了後に広く派遣先以外の地方にも周知を図り、事業プロデューサーの活動が地方において定着することを目指している。

1 問い合わせ先：特許庁総務部企画調査課活用企画班 mail:PAOP10@jpo.go.jp



2-6-17図 事業プロデューサー派遣事業の概要



2-6-18図 派遣先機関及び事業プロデューサー

派遣先機関	事業プロデューサー
一般社団法人さいしんコラボ産学官	鈴木 康之 氏
公益財団法人静岡県産業振興財団	増山 達也 氏
公益財団法人北九州産業学術推進機構	近藤 真吾 氏

事業プロデューサーの支援事例

地方創生のための事業プロデューサー派遣事業は、2016年度から3か年の事業として実施されている。2016年10月～11月の事業プロデューサーの派遣開始から1年以上が経過し、事業化に至った事例が延べ十数件ほどあるが、2017年度に事業化に至った事例のうち、2件を紹介する。

～事例1：マコジャパン株式会社（静岡県静岡市）～

○概要

マコジャパン社は、地域特産の農作物を原料に、独自の乾燥装置（特許取得済）を利用した「常温常圧濃縮」により無添加・濃縮フルーツソースを製造する会社である。本事業の事業プロデューサーとの連携により、東京都自由が丘にある世界のトップパティシエ辻口博啓氏のパティスリー「モンサンクレール」をはじめ、かき氷店、ジェラート店、イタリア料理店等複数の店舗で当該フルーツソースの採用が決定した。

○詳細

マコジャパン社は、同社の関連会社である株式会社グリーンセイジュが開発した、ヒートポンプを応用した新しい乾燥原理による乾燥装置²を活用して素材本来の味・色・香りを最大限引き出したフルーツソースの製造に成功した。

しかしながら、少量生産であること、また、他のフルーツソースにはない味・色・香りを市場に訴求することができず、販路開拓が進まないという課題があった。

これに対して事業プロデューサーは、少量生産であることを希少性という強みに置き換え、さらに、ネットワークを最大限活用し、世界のトップパティシエ

辻口博啓氏に試食・試飲してもらった機会を設けた。そして、高評価を得たことによって、市場に訴求することができ、他県のかき氷店、ジェラート店、イタリア料理店等複数の店舗で採用が決定した。

<支援先企業のコメント>

このたびは技術的優位性を最大限に評価していただけるトッププロの方々をご紹介いただきありがとうございます。さらにエッジの効いた商品を開発する予定ですので、引き続きご支援いただければ幸いです。（同社小鍋社長）



（右上）辻口シェフ、（右下）フルーツソース、（左）当該フルーツソースを使用したモンサンクレールのかき氷
写真提供：マコジャパン、モンサンクレール

1 2014年に設立、無添加濃縮フルーツソース、無添加マーマレード・ジャムの製造・販売。

2 乾燥システム：特許第3696224号 実用新案権者 株式会社グリーンセイジュ（乾燥装置の販売会社）

～事例2：OA センター株式会社（福岡県北九州市）～

○概要

OA センター社¹は、自社のカフェ事業部門で経営する洋菓子店にて、ボルトとナットの形状をした一口サイズのユニークなチョコレートである「ネジチョコ」を製造・販売している。事業プロデューサーの派遣先である北九州産業学術推進機構（FAIS）による量産化のための技術課題の解決と、事業プロデューサーによる知的財産の権利化が両立したことにより、大企業とのコラボ商品の開発・販売が実現するとともに、従来からの販売エリア以外への販売拡大が進んだ。



ネジチョコ

○詳細

OA センター社は、北九州でドコモショップ等を展開する一方、当該ショップでの顧客の待ち時間有効活用のために、カフェ事業部門を設け、洋菓子店「GRAN DA ZUR（グランダジュール）」を経営し、八幡製鉄所の世界遺産登録に合わせて、「鉄」をイメージできる北九州土産として「ネジチョコ」を商品化した。



新日鐵住金（左）及び JR 西日本（右）とのコラボ商品

しかしながら、「ネジチョコ」は実際に締めることができる精巧なボルトと

ナットの形状をしているため、型から取り出すのに手作業で行う必要があり、量産化ができなかった。また、模倣対策をしないまま販売しているという課題もあった。

そこで、事業プロデューサーとその派遣先の FAIS が連携して、同社の支援を行った。型から取り出しやすいネジ形状に改良し、ロボットによって行程を自動化するという量産化のための技術課題解決が FAIS の支援により実現し、この改良に発明要素があることを発掘した事業プロデューサーが北九州市知的所有権センター及び地域の弁理士も巻き込んで協議したことで特許出願に至り、模倣対策も実現した。

その結果、生産量が3倍まで増加し、新商品として大企業とのコラボ商品が実現した。新商品の発売に伴い、事業プロデューサーが意匠・商標による複合的な模倣対策を立案し、新商品のパッケージに係る意匠登録出願及び商標出願に至った。また、海外展開も視野に入れた国際商標登録出願の支援も行った。

<支援先企業のコメント>

近藤プロデューサーには、販路拡大を実現するための特許・意匠・商標を活用した模倣対策の検討などを、関係者を巻き込むことで、リードいただき大変感謝しています。今後ともご支援をよろしくお願いいたします。（同社吉武社長）

1 1985 年設立、通信機器販売・工事業（ドコモショップ）、カフェ部門事業（洋菓子店「GRAN DA ZUR」）を手掛け、ネジチョコを製造・販売。

7

知的財産制度の普及啓発活動

(1)巡回特許庁

地域の出願人等の制度ユーザーの利便性の向上や知的財産の未活用企業等への意識啓発を目的とした「巡回特許庁」を、2017年度には全国7地域、14都市で開催した。

2017年度は、「なんだか難しそうで敷居が高い」という知的財産への見方を変えとともに、巡回特許庁に参加することで、知的財産を味方にして上手く活用するきっかけとしていただきたい、というメッセージを込めたロゴマークを作成し、広報活動を強化した。

特許庁の審査官が地域へ出向く出張面接審査を中心に、経済産業局等の知的財産室や地域の中小企業支援機関等とも連携して、地域の特性を踏まえた知的財産制度や支援策等の普及のため、知的財産や地域ブランドに関連したセミナー等を開催した。2018年度も全国各都市で開催し、地域における知的財産のより一層の活用を図る。



巡回特許庁 ロゴマーク

2-6-19図 巡回特許庁 2017年度実績

巡回特許庁 in 北海道 (H29.11.15~12.15)	巡回特許庁 in 東北 (H29.8.21~9.15)
<札幌市> ○知財活用セミナー 123名 ○模擬口頭審理(商標)・商標活用セミナー 64名 ○さっぽろ知財ひろば2017(普及啓発PR展示) ●出張面接審査 実施件数 2件 企業数 1社	<仙台市> ○知財活用フォーラム 104名 ○模擬口頭審理(特許)・面接審査フル活用セミナー 43名 ○地域ブランドPR展示 <盛岡市> ○知財金融シンポジウム 82名 ●出張面接審査 実施件数 27件 企業数 10社
巡回特許庁 in 関東 (H29.10.16~11.8)	巡回特許庁 in 中部 (H29.11.27~12.15)
<高崎市> ○模擬口頭審理(商標)・商標活用セミナー 48名 ○知財経営セミナー(H30.2.20開催) 90名 <前橋市> ○地域ブランドセミナー 70名 ●出張面接審査 実施件数 29件 企業数 9社	<名古屋市> ○中部知財フォーラム 152名 ○模擬口頭審理(特許)・面接審査フル活用セミナー 126名 <金沢市> ○知財金融シンポジウム in 北陸 82名 ○地域ブランドシンポジウム in 北陸 93名 ○模擬口頭審理(特許)・面接審査フル活用セミナー 41名 ●出張面接審査 実施件数 152件 企業数 33社

(本図は次頁へ続く。)

巡回特許庁 in KANSAI (H29. 9. 11～10. 13)	巡回特許庁 in KANSAI (H30. 1. 19～2. 16)
<大阪市> ○知財活用シンポジウム 225 名 ○次の一手を考えるための特許マップ活用法 150 名 ○模擬口頭審理（特許）・面接審査フル活用セミナー 168 名 ○IoT・メディカル分野の特許出願動向&審査基準セミナー 69 名 ○まずは押さえておきたい！知的財産権制度の基本 268 名 ○IoT 関連技術の開放特許フェア 154 名 ○ビジネス×知財フォーラム in KANSAI 274 名 ●出張面接審査 実施件数 98 件 企業数 54 社	<神戸市> ○知財シンポジウム 113 名 ○模擬口頭審理（特許）・面接審査フル活用セミナー 71 名 ○IoT・メディカル分野の特許出願動向等セミナー 48 名 ○特許マップ活用法セミナー 86 名 ○医看工芸連携シンポジウム 77 名 <和歌山市> ○地域ブランドセミナー 110 名 ○食品・化学分野の技術の守り方、活かし方 58 名 ○バイオマスセミナー 107 名 ●出張面接審査 実施件数 124 件 企業数 33 社
巡回特許庁 in 四国 (H29. 9. 25～10. 20)	巡回特許庁 in 九州 (H30. 1. 15～2. 9, 2. 26～3. 16)
<高松市> ○模擬口頭審理（特許）・面接審査フル活用セミナー 56 名 ○地域ブランドセミナー 66 名 <徳島市> ○特許情報活用セミナー 48 名 ○知財経営セミナー 49 名 ○普及啓発 PR 展示 ●出張面接審査 実施件数 26 件 企業数 5 社	<熊本市> ○模擬口頭審理（商標）・商標活用セミナー 49 名 ○知財ビジネスマッチング in 熊本 59 名 ○地域ブランド化に悩む皆様への実践セミナー 93 名 ○ディスカ場 トップクリエイターの思考 255 名 <大分市> ○地域ブランドセミナー & 九州地域ブランド総選挙 125 名 ○地域ブランドPR展示 ○知財力強化セミナー 47 名 ○九州知財活用リレーセミナー 28 名 ●出張面接審査 実施件数 10 件 企業数 6 社

※上記に加え、各開催都市で INPIT 知財総合支援窓口とよろず支援拠点が連携し、臨時相談窓口を開設。

(2) 知的財産権制度説明会

特許庁では、知的財産制度の普及啓発及び制度の円滑な運用を図り、ひいては知的財産の取得・活用を推進し、産業の活性化を図るため、参加者の知見・経験のレベルに応じた「知的財産権制度説明会（初心者向け・実務者向け）」を全国各地で広く一般に向けて開催している。

「初心者向け説明会」では、知的財産制度について学びたい方や企業の知的財産部門等での経験の浅い方等の初心者を対象に、特許庁の職員である産業財産権専門官が知的財産制度の概要や手続、中小企業支援施策について説明を行った。

2017 年度においても 2016 年度に引き続き、知財総合支援窓口の担当者による地域の支援策紹介も合わせて行う等、他の機関との連携を強化した。

「実務者向け説明会」では、知的財産制度について基礎的な知見・経験を有し、日常的に知的財産の業務に携わっている実務者を対象に、特許・意匠・商標の審査基準や審判制度の運用、国際出願の手続等、特許庁の職員等が専門性の高い内容について分野別に説明を行った。

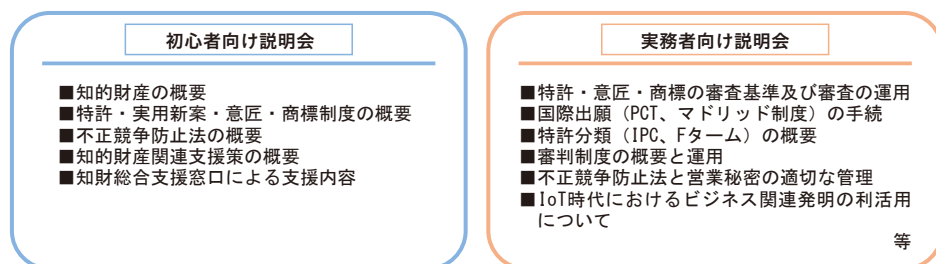
その中で、2016 年度に引き続き、不正競争防止法と営業秘密の適切な管理について説明を行ったほか、2017 年度は新たに営業秘密侵害への対処方法等についても説明を行った。

◇ 2017 年度実績

初心者向け説明会：全国 47 都道府県で計 59 回開催 7,982 人が参加

実務者向け説明会：全国 21 都道府県で計 59 回開催 10,750 人が参加

2-6-20図 知的財産権制度説明会における講義内容



(3) 産業財産権専門官

産業財産権専門官¹は、中小企業支援に関する総合的な専門家として、中小企業等への個別訪問や中小企業や金融機関、地方自治体、支援機関等を対象としたセミナーの講師等を通じて、知的財産制度及び各種支援施策に関する普及啓発を行っている。また、個別訪問した中小企業等から、特許庁及び産業財産権制度に対する意見・要望を伺い、制度改善への提案を行っている。

2017年度は企業活動における知的財産の重要性を広く周知するため、中小企業が多数

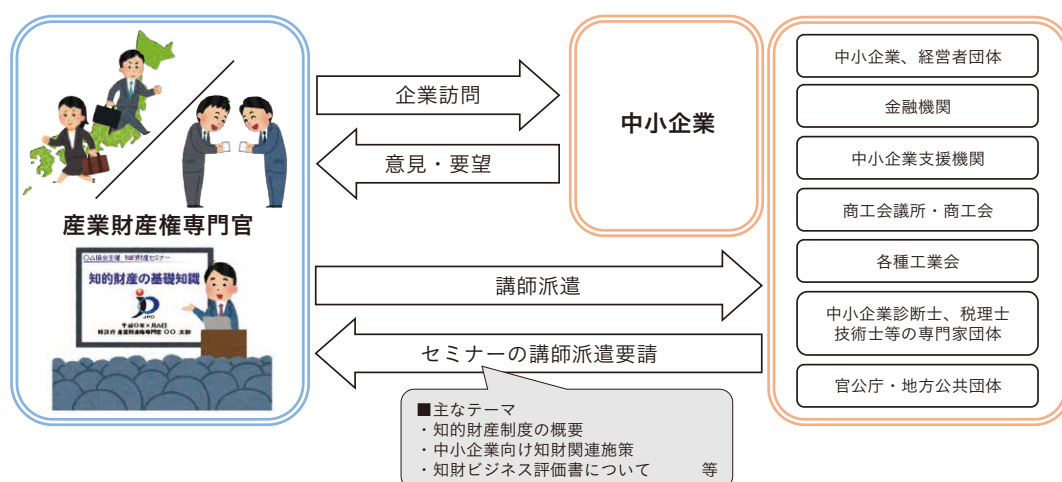
集まる展示会への訪問、中小企業等にとって身近な支援機関である金融機関に対するセミナーを通じて、積極的に知財総合支援窓口を中心とした支援施策の普及を働きかけた。

また、その他多数の中小企業経営者が集まる団体や税理士、中小企業診断士等、中小企業等と関係の深い専門家向けのセミナーを実施した。

◇ 2017年度実績

中小企業等への個別企業訪問：347社
知的財産セミナー・研修会講師：78回

2-6-21図 産業財産権専門官の業務



(4) 外国産業財産権制度等に関する相談及び情報提供

国内の中小企業等を対象に、外国が関係する産業財産権侵害及び外国の産業財産権制度についての無料相談を実施している。

◇ 2017年度実績

・ 相談者：外国産業財産権侵害対策に関する内容 80人
外国産業財産権制度に関する内容 514人

1 詳細な情報は下記ウェブサイト参照
<https://www.jpo.go.jp/torikumi/chushou/chitekizaisan.htm>



8

企業の海外展開における費用面の支援

(1) 中小企業に対する外国出願支援¹

経済のグローバル化に伴い、中小企業においても海外進出が進んでいるが、海外市場での販路開拓や模倣被害への対策には、進出先において特許権や商標権等を取得すること等が極めて重要である。しかし、海外での権利取得には多額の費用がかかり、資力に乏しい中小企業にとっては大きな負担となっている。

特許庁では2008年度から中小企業の戦略的な外国出願を促進するため、外国への事業展開等を計画している中小企業に対して外国出願に要する費用の一部を補助している。2014年度からは、従来の地域実施機関としての都道府県等中小企業支援センター²のほか、新たに全国実施機関として独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）を補助事業者に加え、全ての都道府県の中小企業に対し、支援可能な状況である。2017年度は50地域の都道府県等中小企業支援センター等及びJETROで実施し、826件（前年度比16%増）を支援した。

〔事業内容〕

○補助率：2分の1以内

○補助額：

1 企業に対する上限額：

300万円（複数案件の場合）

案件ごとの上限額：

特許 150万円、実用新案・意匠・商標 60万円、冒認対策商標³ 30万円

○補助対象経費：

外国特許庁への出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費用等

(2) 中小企業に対する知的財産侵害対策⁴

経済のグローバル化とアジア地域の経済発展に伴い、特にアジア地域において日本企業の商品の模倣品が製造され、世界中で被害が報告されている。模倣品の氾濫は、消費者に対するブランド・イメージの低下や製品の安全性の問題等、企業に悪影響をもたらすおそれがあり、対策を講ずることが極めて重要である。特許庁では2014年度⁵から、中小企業の海外での適時適切な権利行使を促進するため、JETROを通じて、海外で取得した特許・商標等の侵害を受けている中小企業に対し、模倣品の製造元や流通経路等を把握するための侵害調査、調査結果に基づく模倣品業者への警告文作成、行政摘発までを実施し、その費用の一部を助成している。2017年度は16件を採択した。

また、2015年度から、海外で冒認出願され取得された権利等に基づいて中小企業等が知的財産侵害で訴えられた場合等の弁護士への相談や訴訟準備・訴訟に係る費用の一部を助成する防衛型侵害対策を実施し、2017年度は1件を採択した。

2016年度からは、新たに海外でブランド名等を悪意の第三者により先取出願された場合の、当該商標の無効・取消係争に要する費用の一部を助成する冒認商標無効・取消係争支援を実施し、2017年度は27件を採択した。

1 お問い合わせ先等その他詳細な情報は下記ウェブサイト参照

https://www.jpo.go.jp/sesaku/shien_gaikokusyutugan.htm

2 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第7条第1項の規定による指定法人。指定法人数は全国60か所で、都道府県及び同法施行令第2条に掲げられている政令市に設置。

3 冒認対策商標：悪意の第三者による先取出願（冒認出願）の対策を目的とした商標出願。

4 お問い合わせ先等その他詳細な情報は下記ウェブサイト参照
http://www.jpo.go.jp/sesaku/shien_kaigaishingai.htm

5 2005年度から2013年度まで、中小企業庁の中小企業海外展開等支援事業費補助金（中小企業知的財産権保護対策事業）として模倣品に関する侵害調査に係る費用の一部を助成する事業を実施。2014年度からは侵害調査及び調査結果に基づく模倣品業者への警告文作成、行政摘発費用を支援対象に加え、特許庁で実施。



■模倣品の調査、模倣品業者への対策費用に関する支援（模倣品対策支援事業）

〔事業内容〕

○補助率：3分の2

○上限額：400万円

○補助対象経費：

現地侵害調査費、模倣品業者への警告文作成費、行政摘発費用等

※2016年度からは税関登録に要する費用も含む

■冒認出願等により現地企業から知的財産侵害で訴えられた場合の対策費用に関する支援（防衛型侵害対策事業）

〔事業内容〕

○補助率：3分の2

○上限額：500万円

○補助対象経費：

海外での係争に要する費用（損害賠償・和解金を除く）

例：弁理士・弁護士への相談等訴訟前費用、訴訟費用、対抗措置、和解に要する費用等

■海外でブランド名等を悪意の第三者により先取出願された場合の当該商標無効・取消係争費用に関する支援（冒認商標無効・取消係争支援事業）

〔事業内容〕

○補助率：3分の2

○上限額：500万円

○補助対象経費：

海外での冒認商標無効・取消係争に要する費用（損害賠償・和解金を除く）

例：異議申立、無効・取消審判請求、訴訟に要する費用等

(3)海外における知財係争対策¹

海外での現地企業による出願件数の増加に伴い、中国をはじめ、海外での知財係争に中小企業が巻き込まれるリスクが増加傾向にある。

中小企業は資金不足から応訴することができず、事業撤退や会社の存続の危機に追い込まれるなど、海外でのビジネス環境の悪化が懸念される状況にあり、対策を講じることが重要である。

そこで、特許庁では、2016年度に、中小企業が海外において知財係争に巻き込まれた場合の「セーフティネットとしての施策」として、日本商工会議所、全国商工会連合会及び全国中小企業団体中央会を運営主体とした知財分野としては初めての海外知財訴訟費用保険制度を創設した。

創設に伴い、2016年度より、中小企業が本保険に加入する際には、保険掛金への助成を行う補助事業を実施しており、中小企業の保険加入を促進している。

2017年度は、保険対象地域をこれまでのアジア地域から全世界（日本・北朝鮮を除く）に拡大するとともに、保険金支払限度額も、従来の500万円、1,000万円のプランに、3,000万円、5,000万円のプランを追加した。

〔事業内容〕

○補助率：2分の1（継続して2年目以降も本補助金の対象となる場合は、3分の1）

○補助対象経費：中小企業等の保険掛金

(4)海外における知財活用支援

2015年度から、JETROを通じて、海外への技術流出を防ぎつつ、中堅・中小企業の知的財産を活用した海外でのビジネス展開の促進を支援するための取組を開始した。

2016年度からは、新たに地域団体商標の海外展開を支援する取組を拡充して実施している。

¹ お問い合わせ先等その他詳細な情報は下記ウェブサイト参照
http://www.jpo.go.jp/sesaku/shien_sosyou_hoken.htm



〔事業内容〕

ライセンス契約の締結等、外国での知的財産権の活用を目指す中堅・中小企業や地域団体商標登録団体に対して、以下の支援を実施している。

○国内外におけるセミナーの開催から現地専門家を活用したビジネスプランの作成支援及びビジネスパートナーへのプレゼンテーション機会の提供等にあ

たる包括的支援。

- 海外見本市への出展及び現地における商談会等の開催によるビジネスパートナーとの商談機会の提供。
- 本事業への参加企業を対象とした技術流出に配慮した上での多言語による情報発信。
- 現地パートナー候補の発掘等、海外事業展開に必要な調査の実施。

9

地域における支援体制

(1) 各地域における支援施策

地域における知的財産制度普及等の拠点として、経済産業局等に知的財産室を9か所設置し、地方公共団体や中小企業支援機関等と連携しながら、地域の産業特性やニーズを踏まえた、特色ある独自の知的財産支援施策を企画・実施している。

(取組例)

- デザイン・ブランドの権利化やマテリアル作成支援を通じた意識啓発
- 個別支援による知的財産活動の成功事例作りとその発信
- 経営課題に対して知的財産の視点から解決方法を提案するワークショップの開催

また、2005年度に各経済産業局等の管轄地域ごとに「地域知的財産戦略本部」を設置して以来、地域知的財産戦略推進計画に基づき、地域における知的財産の普及啓発及び戦略的な知的財産活用のための支援施策を推進している。

さらに、地域における知的財産支援体制の構築や連携強化を通じて知的財産支援力を向上するため、地域の先導的・先進的な知的財産の取組を支援する補助事業を2015年度から開始し、2017年度には24件の取組を支

援した。2018年度も継続して支援を行う。

(取組例)

- 広域の大学及びTL0が連携し、中小企業や他地域の大学とのマッチング
- 中小企業のニーズと高専・大学技術のシーズをデザイン試作を通じて事業化支援を行う仕組みづくり
- 中小企業のデザイン力や知財意識の向上

(2) INPIT 近畿統括本部(INPIT-KANSAI)

特許庁及び特許庁所管の独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)は、「政府関係機関の地方移転に関する今後の取組について」(2016年9月、まち・ひと・しごと創生本部決定)を踏まえ、2017年7月に「INPIT 近畿統括本部」(INPIT-KANSAI)を、「グランフロント大阪」(大阪市北区)に開設した。

同本部では、地元自治体や地域の関係機関等と密接に連携しながらきめ細かい支援を実施するため、以下のような多面的な機能や体制を整備している。取組の詳細についてはColumn 26を参照されたい。

- ・専門家による知的財産に関する高度・専門的な支援。
- ・出張面接・テレビ面接の場の提供。
- ・高度検索用端末による産業財産権情報の提供。

- ・地域の関係機関のネットワークを活用した支援情報の提供や各種セミナーの共同開催。

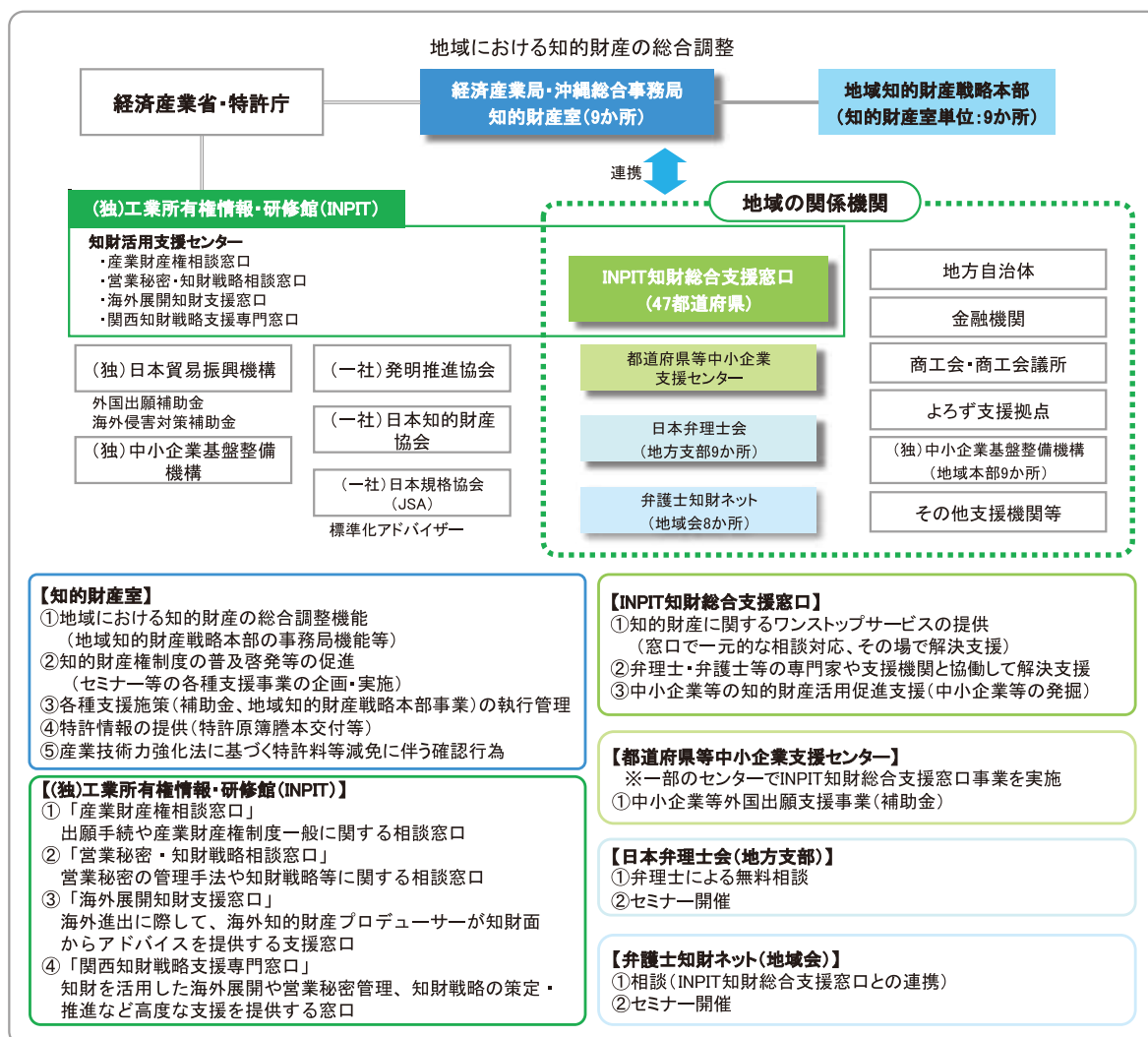


INPIT-KANSAI 開所式



INPIT-KANSAI 受付

2-6-22図 地域における支援体制



デザイン創造・活用支援事業（パッケージデザインコンテスト）について

北海道経済産業局知的財産室

北海道には多くの魅力的な商品があり、国内のみならずアジアをはじめとした海外でも高い評価を受けている。他方、プロダクトデザイナーやバイヤーからの視点では、「素材は良いが、説明を受けないと商品の魅力が分からない」、「デザインが一般的でセールスポイントが不明瞭」といった、デザインの持つ力を十分に活用しきれていないと思われる商品も市場に存在するのも事実である。

商品の魅力をより強く内外に発信し「売れる商品」としていくためには、デザインの戦略的活用と同時に、創造されたデザイン等を知的財産として認識し、権利として保護することが非常に重要である。

そこで、北海道経済産業局知的財産室では、北海道内の食品や日用品を対象に、全国から優れたパッケージデザインを募集する「パッケージデザインコンテスト北海道 2017」を開催した。今年度は「良さ」は、ある。「らしさ」を、磨こう。」をキャッチコピーとして北海道の「良さ」が詰まった商品を募集し、その「良さ」を引き出して、もっとおいしそうに、もっと売れるように表現するデザインを募集。優秀なデザインを選定・表彰の上、展示会を開催して広く展示した。

さらに、表彰されたデザインについては、知財総合支援窓口や各種専門家による、製品化や権利取得に向けたフォローアップも行っており、過去に受賞したパッケージデザインには、すでに製品化・販売されているものも少なくない。

2017年度は8つの商品を対象にパッケージデザインを募集したところ、道内のみならず全国から過去最高である313点のデザインの応募があり、応募されるデザインのレベルも年々向上している。

このような取組が、企業における自社商品の見直しや、学生・デザイナーのチャレンジの契機となり、知的財産のさらなる活用促進につながれば幸いである。



○ 2017年度グランプリ受賞デザイン



応募時の商品デザイン



グランプリ受賞デザイン

デザイナー：牛島 樹世さん（デザイン アルジュナ／長崎県）
デザイン商品：「発酵バターケーキ」とらや菓子司（天塩町）

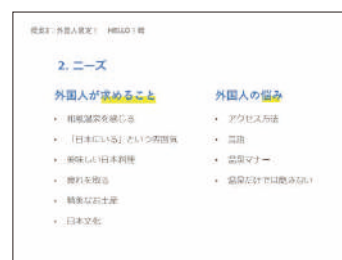
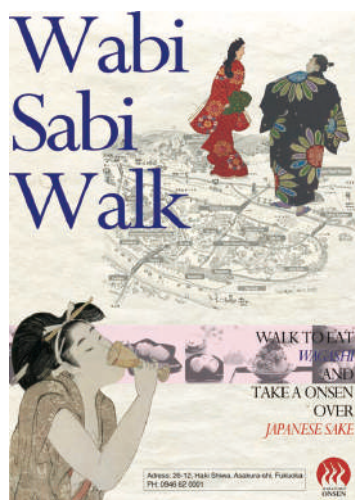
地域団体商標×学生による新たな取組 「九州地域ブランド総選挙」

九州経済産業局知的財産室

九州経済産業局及び特許庁では、地域ブランドに係る事業者や一般消費者等への制度普及、地域団体商標権者による地域団体商標の更なる活用促進のため、「九州地域ブランド総選挙」を2017年度に全国で初めて開催した。九州地域の大学及び地域団体商標権者による全15チームが参加し、①ファーストステージ（地域団体商標権者への取材等を通じ、その魅力を「Instagram」で発信）②セカンドステージ（今後の新商品展開・ビジネスのアイデアを検討・発表）の審査を経て、最優秀賞ほか各賞の受賞チームを決定した。

「最優秀賞」九州大学・原鶴温泉チーム

原鶴温泉の課題として「若者離れ」、「繁忙期とその他の時期の差」に注目し、外国人と学生をそれぞれターゲットとした食事・交通・観光の3つのサービスからなる魅力的なプランを提案した。



大学生がデザインした「学生限定！おもいで割」（左）と「外国人限定！HELLO! 鶴」をPRするポスター

大学生が発表した資料

「ベストいいね!賞」長崎国際大学・九十九島かきチーム

全15チーム中、「Instagram」の「いいね」数が最も多かった「長崎国際大学・九十九島かきチーム」に「ベストいいね!賞」が授与された。九十九島かきの美味しい食べ方やイベント情報などを発信し、12月1日～1月31日の期間中、合計20,061の「いいね」を獲得した。



いよいよきらきらフェスティバルは明日までとなりました!!
ぜひクリスマスに佐世保のイルミネーションと美味しいもので楽しんでください。

寒い冬はやっぱり鍋。家族みんなで鍋を囲み今年一年を振り返るのもよし(*^o^*)

旬の九十九島牡蠣のブリブリ感といい出汁を味わいながら温まりたいですね。



※ Instagram で投稿された大学生のコメント

INPIT-KANSAI による事業成長のための知的財産の活用サポート

INPIT 近畿統括本部（INPIT-KANSAI）は、「政府関係機関の地方移転に関する今後の取組について」（2016年9月、まち・ひと・しごと創生本部決定）を受け、2017年7月31日、大阪駅直結の複合商業施設「グランフロント大阪」に INPIT 初の地方拠点として設置された。こうした経緯を踏まえ、われわれの行動の全ては関西経済の成長と拡大に貢献するためのものという強い覚悟で取り組んでいる。拠点開設から間もない段階ですが、関西圏の事業者の皆さまにとって、ビジネスの有力な武器となる知的財産を効果的に活用するためのサービスとこれまでの歩みを紹介する。

○中堅・中小企業等への専門性の高い支援サービス

INPIT-KANSAI は、主に近畿経済産業局の管轄地域である近畿地域2府5県（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）に所在する中堅・中小企業等の皆さまの知的財産の保護・活用に関する取組を「知財戦略エキスパート」をはじめとするスタッフ全員でサポートしている。

関西圏には、世界に誇る高度な技術力を持つ中小企業が集積しており、次世代の成長産業を支える優れた技術や潜在的な成長力を持った中小企業が多く存在している。企業出身の「知財戦略エキスパート」は、国内外の知的財産活動の現場で培った豊富な経験とノウハウを活かして、「事業を確実な利益につなげるために知的財産をどのように活用していくか」、「知的財産に絡む様々なリスクを軽減・極小化するためにどのような備えを行っていくか」といった視点で、権利調査、侵害防止、模倣品対策、代理店やパートナーとの契約締結、技術提供（ライセンスを含む）契約、技術・ノウハウ等の適切な管理（技術漏洩防止）対策、事業モデルの検討・見直しなどに対する幅広いサポートを行っている。

知的財産にまつわるリスクマネジメントは一見するとビジネスを進める上でブレーキのように感じられがちであるが、ビジネスを円滑に、かつ、より良い方向に推進するための視点から、意思決定のスピードを加速させるべく、事業展開の道筋に沿った具体的な課題の整理・分析や戦略策定を誠意と情熱を持ってサポートしている。

INPIT-KANSAI 開設以降、近畿地域から218件（2018年3月末時点）のサポート要請をいただいた。2016年度実績と比較すると31%の増加である。特に「海外展開支援」は約1.8倍に急増した。

さらに、府県別にみると、大阪府が54%と最も多く、続いて兵庫県21%、京都府8%の順となっている。また、福井県、滋賀県は、そのほとんどが海外展開支援の要請である。

INPIT-KANSAI では、ご相談やサポート要請を受けた時点で、すぐに担当知財戦略エキスパートが社長や経営企画室、知財担当のメンバーなどに訪問して意見交換をしている。「企業のおかれている状況の認識」「問題の背景」「課題の抽出・設定」「解決へのアプローチ」「取組体制」などを議論し、企業の実情に合わせて社内の推進役とともに分解した課題に重要度と緊急度をつけて具体的な作業内容・スケジュールを詰めていく。こうしたスタイルは、企業にとっての経験の蓄積と主体的な取組を期待するものであり、自ずとリピートや定期的なサポートにつながっていく。

○地域における連携活動（セミナー等の開催、情報発信）

INPIT-KANSAI は、知財戦略エキスパートによる個別企業サポートのほか、支援機関や関係団体とともに、ビジネスシーンにおける知財活用と知財リスク低減に関する講座やセミナーを開催している。ビジネスの真のねらいを実現するために、「知財をしっかりと活かしていくための実践的なビジネス目線」と「ビジネスを成立させるための知財の目線」の両面から様々なモデルケースをもとに解説する。

われわれが目指すところは、企業の主体的な知的財産活動であることは間違いない。しかし、成長や拡大を推し進める中小企業にこそ、必ずやぶつかるであろう知財面の様々な悩みや課題に、知財戦略エキスパートがリアルな現場でどのように向き合い、どのように解決してきたかといった経験値をインタラクティブに活か

していただきたいと考えている。

INPIT－KANSAIは、地域の皆さまとともにスピーディに歩みを重ね、新たな成長を関西圏から生み出していくサポートに全力を尽くしていく。

図1【支援企業（地域別）】

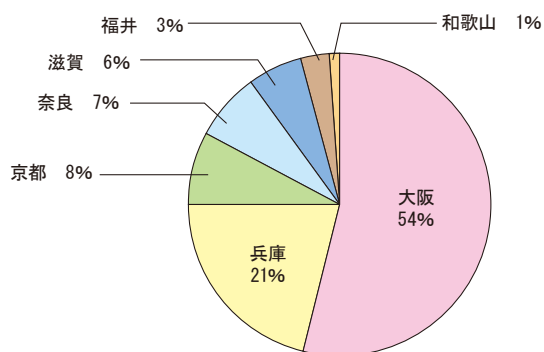
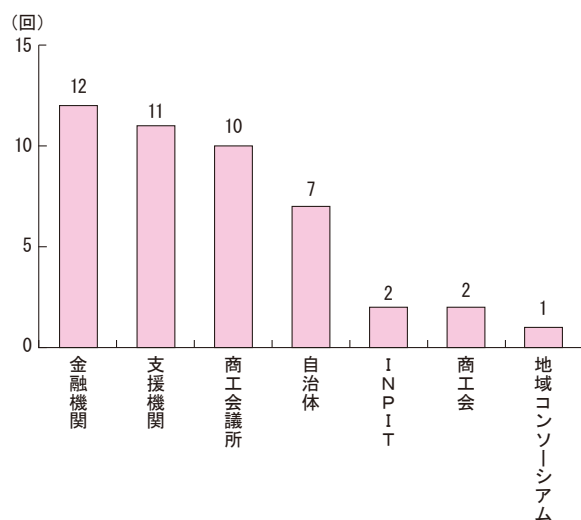


図2【セミナー実施機関別】



10 その他の多様な支援

(1) 金融機関による知的財産を活用した融資や本業支援の促進¹

金融機関が知的財産を切り口とした中小企業への融資やビジネスへの支援は、中小企業に対する知的財産への取組意識を高め、知的財産活用の裾野の拡大につながるものである。中小企業からは、特許等の知的財産を金融機関に評価してもらい、資金調達につなげたいとの期待がある一方で、金融機関には中小企業の知的財産を活用したビジネスについて適切に評価できる“目利き人材”が不足しているのが現状である。

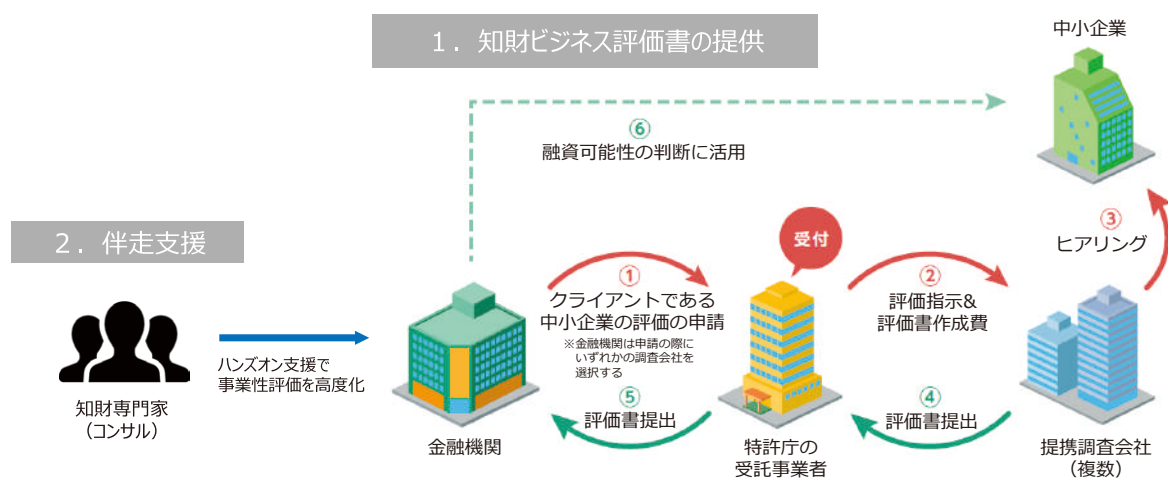
そのため、特許庁では中小企業の知的財産を活用したビジネスについて評価した「知財ビジネス評価書」を金融機関へ提供し、成長

可能性及び市場性等を見える化することで、中小企業への融資や本業支援を促進させる「中小企業知財金融促進事業」を2014年度試行的に開始し、2015年度から本格的に実施している。

2014年度から2016年度にかけて135の金融機関に対して知財ビジネス評価書の作成を支援、2017年度は新たに42の金融機関へ支援し、累計で183の金融機関が利用するまでとなった。

2016年度からは、知財ビジネス評価書の作成支援に加え、知財を切り口とした事業理解や成長支援の枠組みを金融機関内に構築するための「伴走型支援」をスタートし、2017年度までに13の金融機関が先進的に取り組んだ。

2-6-23図 事業スキームのイメージ



また、金融機関の職員向けに、知財の情報を活用した企業の実態把握・支援の組織展開をテーマにした小冊子（知的財産活用のススメ～応用編～）を改訂するとともに、先駆的な金融機関の取組を紹介する知財金融シン

ポジウム・フォーラムを全国4カ所で開催し、知財金融に係る取組の普及を行った。

2018年度は、支援対象を地域金融機関系のベンチャーキャピタルにも拡大し、知財金融に係る取組の一層の普及拡大に努める。

1 小冊子（知的財産活用のススメ～応用編～）を含め、さらに詳細な情報については「知財金融ポータルサイト」を参照
<http://chizai-kinyu.go.jp/>



(2) 特許情報の有効活用のための支援¹

特許情報とは特許の出願や権利化によって生み出される公開情報であり、これを調査・分析することによって、競合他社の動向や技術開発のトレンド等を知ることが可能となる有益なデータとなる。したがって、これを積極的に事業戦略に活用することが企業の発展のために重要である。

しかし、特許情報の調査・分析を適切に行い事業戦略に活かすためには専門的知識が必要であり、また、調査内容によっては少なくない費用がかかることから、先行技術調査等の特許情報分析に係る公的支援へのニーズは21.9%²と高い。

そこで、中小企業等の事業活動における事業構想、研究開発、出願及び審査請求の各段階のニーズに応じた包括的な特許情報分析を支援し、中小企業等における特許情報の活用を推進するための取組を2015年度から実施している。

〔事業内容〕

a. 特許情報の調査・分析に関する支援

①事業構想、研究開発、出願の各段階にある中小企業等に対し、以下に掲げる支援を目

的とした、専門家によるヒアリング結果を踏まえた効果的な特許情報調査を実施。(2017年度実績：90件) ※利用無料

- ・新分野への進出、新製品の開発を目指す中小企業等の研究開発戦略の策定支援。
- ・強い権利の取得や権利化可能性の向上を図ることを目的とした、中小企業等におけるオープン・クローズ戦略等の策定支援。

②審査請求を行う前の特許出願を有する中小企業等に対し、無駄な審査請求の回避による知財活動費用の削減等を目的とした権利取得判断を支援するため、先行文献の調査を実施。(2017年度実績：108件) ※利用料の一部負担あり

b. 特許情報を利用した事業活動の普及・啓発

これまでの支援によって生まれた、特許情報を事業活動へ利用する中小企業等の事例をもとに、特許情報を調査・分析することのメリットを普及・啓発するための周知活動を実施する。

1 お問い合わせ先等その他詳細については下記ウェブサイト参照
<https://www.jpo.go.jp/sesaku/chusho/bunseki.htm>

2 平成25年度中小企業等知財支援施策検討分析事業「中小企業の知的財産活動に関する基本調査報告書」



知財ビジネス評価書を活用した中小企業への融資事例

中小企業の有する特許等の知的財産を評価し、金融機関からの融資につなげることで、中小企業の知的財産への関心が高まり、知財活動の裾野を拡大することにつながる。

近年、担保・保証に依存する融資姿勢を改め、取引先企業の事業の内容や成長可能性等を適切に評価（事業性評価）し、融資や本業支援等を通じて、地域産業・企業の生産性向上や円滑な新陳代謝を促進し、地方創生に貢献していくことが金融機関に期待されていることを背景に、「知財ビジネス評価書（特許等の知的財産を活用したビジネスを第三者の調査会社等が評価したもの。）」の活用が注目を浴びつつある。

評価書は、技術・製品・サービスの評価だけではなく、企業の将来性や経営力を含む総合的な中小企業の評価を示すものであり、中小企業と金融機関の相互理解を進めるツールにもなっている。そして、評価結果を金融機関に提供し、融資判断の際に事業内容や成長可能性等が適切に評価されることで、中小企業に対する融資促進につながる。

これまでに、公益財団法人ひょうご産業活性化センターをはじめとする一部の公的機関や、豊和銀行や千葉銀行をはじめとする一部の民間金融機関で、評価書を活用して融資につなげようとする先駆的な動きがあった。同様の取組は、広島県、福岡県にも拡大する等他の自治体にも波及し、また、最近では、知財ビジネス評価書を活用又は独自で知財評価会社と業務提携して知財評価制度を創設する動きが民間金融機関でも多く見られるようになっている。

このような取組を全国へ展開するため、特許庁でも、2014年度に試行的に「知財ビジネス評価書作成支援」に取り組み始め、2015年度から本格的に実施している。2017年度、知財ビジネス評価書を融資判断材料の1つとして活用して融資につながった事例を紹介する。

<金融機関の融資先公表事例>

○名古屋銀行（愛知県名古屋市）

2017年12月、知財ビジネス評価書（平成29年度知財金融促進事業）を活用して融資を実行。行内における第4号案件。

- ・廃タイヤのリサイクル業者に対し、廃タイヤをより汎用性の高い固形燃料にリサイクルする技術に着目し、事業拡大において高いポテンシャルを保有すると将来性を見極めに活用。

○青森銀行（青森県青森市）

2018年1月、知財ビジネス評価書（平成29年度知財金融促進事業）を活用して設備資金に対する融資を実行。

- ・アスベスト除去事業者に対し、超高水圧による無人アスベスト除去技術に強みを持つことに着目し、事業の深堀を徹底し設備資金の提案を実現。

○北洋銀行（北海道札幌市）

2018年2月、知財ビジネス評価書（平成29年度知財金融促進事業）を活用して融資を実行。

- ・健康食品・化粧品企画製造業に対し、サケの軟骨から育毛促進に効果のある物質を抽出する特許に着目し、技術力や将来性の裏付けに評価書を活用。

○岩手銀行（岩手県盛岡市）

2017年6月、知財ビジネス評価書（企業が自己調達）を活用して融資を実行。

- ・金属表面処理業者が保有する、金属と樹脂を接合する特許技術に着目し、事業性理解を深め、強みや将来の成長性を見極めるのに活用。

知財金融フォーラム

2018年3月9日（金）コンgresスクエア日本橋にて、「知財を活用した融資から本業支援へ」をテーマに特許庁及び金融庁が主催して知財金融フォーラム（中小企業知財金融促進事業¹）を開催した。

本フォーラムは、知財金融にこれから取り組もうとする金融機関やステップアップしたい金融機関の方を対象に、本事業のこれまでの成果や知財に対する金融機関の現状を紹介するとともに、知財を融資や本業支援、事業性評価に活用する先駆的な金融機関の事例を紹介した。

参加者からは、「知財の取組を強化しており、他行の取組実績が聞けて大変参考になった」、「金融機関における実運用と効果について理解を深めることができた」といった声が聞かれた。また、昨今、金融機関には、財務データや担保・保証に必要以上に依存することなく、借り手企業の事業の内容や成長性などを適切に評価（「事業性評価」）することが求められていることを背景に、「知財を本業支援、事業性評価にどうつなげるかはこれからの大切な課題だと思った」、「知財を活用した融資を推進している部署の話聞いた」といった声も聞かれた。

参加者 252 名の内、半数を超える 134 名が金融機関関係者の参加であり、金融機関において、知財金融に対する関心が高まっていることが窺えた。

【当日の様子】



1 特許等の知的財産権を適切に評価することが困難な金融機関に対して、中小企業の知的財産権を活用したビジネスについての評価書を作成・提供することで、知的財産権の価値・評価を「見える化」し、より多くの金融機関に対し「知財への気づき」を与え、金融機関からの融資や本業支援につなげる包括的な取組。

11 企業と特許庁の意見交換を通じた取組

特許庁では、今後の知的財産権制度や審査施策等に対するニーズを具体的に把握するとともに、ユーザーにとって戦略的な知的財産活動に資する各種情報を提供するため、個別企業や業界団体との意見交換会を毎年開催している。意見交換会は、大企業から中小企業まで、企業の経営者層から知的財産担当者層までと多岐にわたるユーザーと実施している。

(1) 2017年度の見解交換会の実績

2017年度は、特許庁の施策及び取組についてユーザーから理解を得るとともに、今後の施策検討に資する企業の現状や課題を直接伺うため、企業の経営者層や知的財産担当者との意見交換会を実施した。特許庁長官、特許技監、及び審査部による2017年度の見解交換会の回数は、延べ430回程度となった。

(2) 2017年度の見解交換会の内容

意見交換では、知的財産政策に関する各種取組を説明するとともに、特に企業の経営者層からは、事業戦略・技術開発戦略と知財戦略の連携、標準必須特許をめぐる課題と知財

制度のあり方、グローバル化に伴う知財マネジメントの課題等、多岐にわたる意見・ニーズを伺った。

また、企業における戦略的な知的財産活動に資するべく、知的財産活動分析の参考となる企業の出願状況や特許取得状況等の統計データを提供するとともに、第四次産業革命への対応を目的としたIoT関連技術の特許分類・IoT審査チーム、事業戦略対応まとめ審査、企業のグローバル活動に有益なPCT出願・特許審査ハイウェイ（PPH）、我が国特許庁の審査官によるアジアの知財庁への研修の実施、INPIT近畿統括本部の設置等の紹介も行った。